

2009 ANNUAL REPORT

アクサ損害保険の現状



redefining / standards



a GLOBAL LEADER in financial protection

AXA(アクサ)は、個人や法人のお客さまのさまざまなライフステージにおいて、生命保険、損害保険、貯蓄、相続に関わる商品・サービスを、お客さまのニーズにあわせてお届けしています。

人々とその財産をお守りする — AXAのコアビジネスであるフィナンシャルプロテクション分野においては、近年さまざまな変化が起こっています。AXAはその変化に向き合いながら、世界でのプレゼンスと販売ネットワークを拡大し、より多くのお客さまに商品・サービスをお届けしてまいりました。これらの経験を活かし、AXAはこれからも、お客さまひとりひとりのニーズにお応えしてまいります。

Brand Manifesto ブランド・マニフェスト

redefining / standards

新しい基準をつくる。

「選ばれる企業となる」ために

これは私たちのチャレンジであり、
またお客さまへのインビテーション(招待状)でもあります。
私たち社員ひとりひとりのチャレンジは、
お客さまから信頼される存在になること。
約束を結果で証明していくこと。
有言実行、言行一致をつらぬくこと。
複雑なものをシンプルにしていくこと。
私たち自身がまず変わることで、
お客さまからよりよく評価していただけるようになりたい、と思います。
お客さまへのインビテーションは、
信頼できるサービスとは何かを、知っていただくこと。
必要な時に必要なサポートを、享受していただくこと。
配慮の行き届いたパートナーシップを、体験していただくこと。
的確なソリューションを、実感いただくこと。
Redefining standardsは、単なるスローガンではありません。
私たちAXAのすべての行動を決め、
変化を引き起こす原動力なのです。

Core attitudes

available /

常にお客さまのそばに

誠意をもってお客さまの話に耳を傾け、
必要とされる時はいつでも、どこでも、サポートします。

attentive /

配慮が行き届いた

お客さまひとりひとりへの配慮と思いやりをもち、
人生のあらゆるステージで、パーソナルなアドバイスを提供し、
期待に応えます。

reliable /

信頼できる

お客さまから信頼いただけるよう、
言行一致をつらぬくとともに、常に必要な情報を提供します。

AXA Group Key Figures

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界56の国と地域のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・金融グループです。

総売上約 **147,476** 億円
(約912億ユーロ)

運用資産総額約 **1243,908** 億円
(約9,810億ユーロ)

純利益約 **1,492** 億円
(約9億ユーロ)

世界に約 **8,000** 万人の顧客

世界に約 **21** 万人の従業員

アンダーライニング・
アーニングス
(基本利益) 約 **6,537** 億円
(約40億ユーロ)

世界 **56** の国と地域で
事業展開

数値は2008年AXAグループ実績
※換算レート

総売上、アンダーライニング・アーニングス、純利益：1ユーロ＝¥161.67
(2008年平均)

運用資産総額：1ユーロ＝¥126.80(2008年12月末)

※標記の格付けは2009年6月末時点のAXAグループの主要な保険
子会社に対する評価であり、将来的には変化する可能性があります。

また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を
行なうものではありません。

S&P
保険財務力格付け

AA

CONTENTS

AXA の日本における フィナンシャル・プロテクション	4
--	---

01 アクサ損害保険の現況	6
1 経営指標	6
2 2008年度（平成20年度）における事業概況	7
3 内部統制システム構築の基本方針	9
4 コンプライアンス（法令遵守）の体制	10
5 リスク管理	10
6 勧誘方針	12
7 お客さまに関する個人情報の取扱いについて （プライバシーポリシー）	12
8 利益相反管理体制	13
9 保険金等支払管理態勢の強化	14
10 反社会的勢力に対する基本方針	14
11 監査・検査体制	15
12 社会貢献活動	15
13 取扱商品	16
14 お客さまサービス	18
15 保険のしくみ	20

DATA 資料編

02 業績データ 当社の主要業務に関する事項	25
-------------------------------	----

03 業績データ 財産の状況	38
-----------------------	----

04 会社概要	47
----------------	----

損害保険用語の解説（50音順）	52
-----------------	----



ご契約者さまをはじめ、皆さまには日頃からご愛顧いただき心より御礼申し上げます。
ここに本年のディスクロージャー資料をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。



2008年度は、欧米金融機関の破綻等を背景にした世界的な金融不安の影響を受け、国内経済は、企業収益の悪化、雇用環境の悪化、個人消費の低迷と、急速な景気悪化の局面を迎えることになりました。

このような環境下で、当社においては主力商品であるダイレクト自動車保険が好調に推移し、2009年3月末には保有契約件数が65万件を突破いたしました。正味収入保険料は、前年度より11.6%増加の305億円となり、これに資産運用収益を加えた経常収益は311億円となりました。保険金の発生は安定的で、経費の節減及び効率的支出を行った結果、当期純利益は4億円となり、1998年の開業以来、初の単年度黒字を達成することができました。また、2009年3月末のソルベンシー・マージン比率は541.0%であり、充分な支払能力を保持しております。

当社では、お客さまの信頼に応えるために、革新的な商品やサービスの提供、適正な業務

運営の維持に取り組んでおります。2008年度には、ホームページ上より24時間365日、事故対応の進捗状況や解決結果、保険金お支払内容等をご確認いただけるサービスを開始するとともに、GPS機能を使ったアシスタンスサービスも開始いたしました。また、お客さまの声・苦情に対する管理システムを導入し、迅速な報告と適切な対応・解決に努めております。更に、適正な業務運営を維持するための業務改善計画を昨年に引続き実行し、適正な保険金のお支払いを維持するための検証についても、継続的な取組みを行うことで支払漏れ防止の徹底を図っております。

2008年、AXAグループは新たなブランドシグネチャー「redefining/standards（新しい基準をつくる）」を導入いたしました。それは、すべてのお客さまにとって、よりavailable（常にお客さまのそばに）で、attentive（配慮が行き届いた）で、reliable（信頼できる）な企業とな

ることによって、業界の新しい基準をつくっていききたいというグループの意志を示すものです。「選ばれる企業となる」というAXAグループの目標を達成するためには、すべての行動においてお客さまを中心に置くことが不可欠であると考えます。アクサダイレクトにおきましても、AXAグループの一員として、常にお客さまのニーズに確実に応えし、お客さまから信頼をいただける、「選ばれる企業となる」べく努めてまいります。

今後とも、なお一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2009年7月
代表取締役社長
奥斗煥

AXAの日本における フィナンシャル・プロテクション

日本においてAXAは、保険、資産運用、アシスタンスなど
フィナンシャル・プロテクションのさまざまな分野で事業を展開しています。

保険分野を担当する4社を中心に、AXAのメンバーカンパニーが密に連携しながら、
お客さまの一生涯をサポートする商品・サービスのご提供に努めています。

アクサ・ローゼンバーク 証券投信投資顧問株式会社

1987年の設立以来、アクサ・ローゼンバーク証券投信投資顧問株式会社は日本株式の運用業務とグローバルな株式運用商品のご提供を行なっております。現在はアクサ・インベストメント・マネジャーズとの戦略的提携により、株式に加えて債券、オルタナティブ等の運用商品ならびにサービスを、個人投資家や機関投資家、年金基金、公共団体など幅広いお客さまの運用ニーズにあわせてご提供しています。

資産運用
サービスのご提供

アライアンス・バーンスタイン 株式会社

ニューヨークをはじめ、世界各地に展開するアライアンス・バーンスタイン・グループからグローバル投資に不可欠な投資情報の提供を受け、グローバルな視点から運用・調査を行なっております。
投資信託や年金運用等を通じて、個人投資家や機関投資家の皆さまのニーズにお応えするサービスをご提供しています。

資産運用
サービスのご提供

株式会社インターパートナー・ アシスタンス・ジャパン

フランスのパリに国際本部を置き、フランス国内向けにはAXAアシスタンスとして、フランス以外の国向けにはインターパートナー・アシスタンスとして、2つのブランドネームで活動を展開しています。
日本で活動している株式会社インターパートナー・アシスタンス・ジャパンは、1991年4月の設立以来、ロードアシスタンスとメディカルアシスタンスを中心に、さまざまなアシスタンスサービスを年中無休・24時間ご提供しています。

アシスタンス
サービスのご提供

アクサ ジャパン ホールディング 株式会社

経営管理・監督
100%*

経営管理・監督
100%*

経営管理・監督
100%*

経営管理・監督
40%*

アクサ生命保険 株式会社

アクサ フィナンシャル 生命保険 株式会社

関係当局の認可を前提に
2009年10月に
アクサ生命と合併予定

アクサ損害保険 株式会社 (アクサダイレクト)

SBI アクサ生命保険 株式会社

*アクサ ジャパン ホールディング株式会社が所有する議決権の割合

幅広い販売チャネルで、お客さまに最適なソリューションをご提供。

アクサ生命は、4つの販売チャネルで商品・サービスをご提供しております。各チャネルには、それぞれの特性に応じた専門の教育を受けた社員を配置し、お客さまのニーズに対して最適なソリューションをご提供できる体制を整えています。

アクサ CCI

全国の商工会議所の共済制度や福祉制度の引受保険会社として、専門知識を持った専任の営業社員を通じて、経営者のリスク対策、事業継承対策、従業員の福利厚生プランのご提案などを行なっています。

アクサ FA

フィナンシャル・プランニングの知識を有するフィナンシャルプラン・アドバイザーが、ライフプラン・アドバイスや資産形成ニーズに合わせたソリューションのご提供など、付加価値の高いコンサルティングサービスを行なっています。

アクサ エージェント

保険プロ代理店、税理士、公認会計士、保険ショップなど、全国約3,000のプロフェッショナルな代理店を通じて、個人・法人顧客に対するリスクマネジメント・コンサルティングサービスをご提案しています。

アクサ コーポレート

企業や官公庁、各種組合などの団体向けに企業の福利厚生制度導入のサポートを行なっております。約1,700を超える企業・団体の従業員、そのご家族、退職者の方々のニーズに合わせた最適なソリューションをご提案しています。

アクサ フィナンシャル生命は、銀行・証券会社などの金融機関、代理店をビジネスパートナーとして、お客さまのさまざまなニーズにお応えする多様な保険商品をご提供しています。

金融機関チャネル

銀行や証券会社と連携し、変額個人年金保険などの資産形成型商品の販売を通じて、お客さまに最適なソリューションをご提供しています。

代理店営業チャネル

商品、企画提案、教育・研修などのあらゆる面において代理店業務をスムーズに行なえるよう全面的なバックアップを行ない、選りすぐった代理店による質の高いサービスをご提供しています。

生命保険業

■生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号および3号に係る保険の引受けを行なっています。

■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、おもに貸付、有価証券投資、不動産投資等を行なっています。

・貸付業務

資産運用の一環として、企業・個人向けの貸付やコールローンを行なっています。

・有価証券投資業務

資産運用の一環として、有価証券(外国証券を含む)投資、有価証券の貸付を行なっています。

・不動産投資業務

資産運用の一環として、事業用ビルなどの不動産投資を行なっています。

付随業務

■国債等の引受け

保険業法第98条第1項第3号に係る国債などの引受けを行なっています。

■他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行なっています(アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

生命保険業

■生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号および3号に係る保険の引受けを行なっています。

■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資、貸付等を行なっています。

付随業務

■他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、アクサ生命保険株式会社の業務の代理または事務の代行を行なっています。

損害保険業

■損害保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第5項に係る保険の引受けを行なっています。

■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、おもに有価証券投資等を行なっています。

生命保険業

■生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号および3号に係る保険の引受けを行なっています。

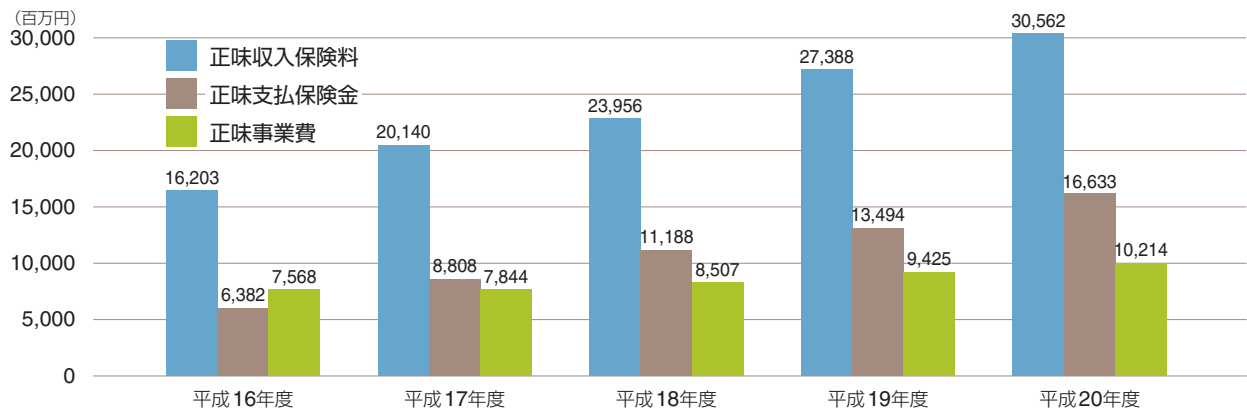
■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、おもに有価証券投資等を行なっています。

1 経営指標

区分	年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料		27,388百万円	30,562百万円
正味損害率		55.4%	60.8%
正味事業費率		34.4%	33.4%
保険引受利益(△は損失)		△ 1,480百万円	△ 134百万円
経常利益(△は経常損失)		△ 3,853百万円	416百万円
当期純利益(△は当期純損失)		△ 3,812百万円	420百万円
ソルベンシー・マージン比率		636.6%	541.0%
総資産額		33,201百万円	35,284百万円
純資産額		3,001百万円	3,161百万円
その他有価証券評価差額金		261百万円	1百万円

正味収入保険料・正味支払保険金・正味事業費の推移



用語説明

【正味収入保険料】

ご契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり（受再保険料及び出再保険料）を加減した保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す指標であります。

【正味損害率】

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

【正味事業費率】

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものであります。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などであります。

【経常利益】

正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものであります。

【当期純利益】

上記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益を示すものであります。

【ソルベンシー・マージン比率】

ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。また、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、通常200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【総資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」であります。損害保険会社の保有する資産規模を示すものであります。

【純資産額】

「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」であります。損害保険会社の担保力を示すものであります。

【その他有価証券評価差額金】

「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っております。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）から法人税等相当額を控除したものが、その他有価証券評価差額金であります。財務諸表においては、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

2

2008年度（平成20年度）における事業概況

当期における我が国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融不安、海外経済の悪化や急激な円高による輸出の減少に伴う企業収益の悪化を受け、設備投資の減速、雇用環境の悪化、個人消費意欲の低下を伴う景気後退局面を迎えており、先行きの不透明感が強い状況となりました。

損害保険業界におきましても、実態経済の影響を強く受け、世界的な金融危機に関連する想定外の損失、自動車の新車販売台数減少、輸出入の減少などから厳しい状況が続いており、自動車損害賠償責任保険の値下げなどの特殊要因も影響した結果、大手6社の正味収入保険料は前年同期比4.0%の減収となりました。

このような環境の中にあっても、当社のコアビジネスである自動車保険の売上はグループのプロジェクトであるAmbition 2012の達成に向けて順調に推移しております。今後も、引き続き当該プロジェクトの中核をなす新規事業の開拓と効率的な

業務遂行を目指してまいります。

以下に平成20年度における事業の経過と成果をご報告致します。

「事業の経過」

ダイレクト自動車保険・傷害保険に加え、平成20年4月より新しく医療保険の販売を開始することにより、商品ラインアップの充実を図りました。

平成20年度前半の原油の高騰を契機に消費者が自動車関連支出を見直す傾向が見られたこともあり、相対的に保険料が安価な当社の自動車・バイク保険の販売は全体的に好調でありました。競争激化によりコスト効率が徐々に悪化していた比較見積りサイトにおいてもコスト効率に改善傾向が現れ始めております。また、平成20年9月末までに3銀行との自動車保険の銀行窓販を開始し、引き続き既存銀行への医療保険の導入及び新規

決算のしくみ（単位：百万円）

保険引受収益	30,575
正味収入保険料	30,562
積立保険料等運用益	12

資産運用収益	551
利息及び配当金収入	237
有価証券売却益	326
積立保険料等運用益振替	△12
その他経常収益	11

保険引受費用	20,926
正味支払保険金	16,633
損害調査費	1,950
諸手数料及び集金費	431
支払備金繰入額	913
責任準備金繰入額	997
その他保険引受費用	0

資産運用費用	—
営業費及び一般管理費	9,791
<small>（うち保険引受に係る営業費及び一般管理費）</small>	9,782
その他経常費用	3

保険引受に係る 営業費及び一般管理費	9,782
-----------------------	-------

その他収支	0
-------	---

保険引受利益	△134
--------	------

経常収益 31,138

経常費用 30,721

経常利益 416

特別損益 22

法人税及び住民税 18

当期純利益 420

提携銀行の開拓に注力しております。商品面においては平成20年10月より自動車保険の対物全損時修理差額費用特約の導入及び複数所有新規契約における適用範囲の拡大を行うとともに、バイク保険にも人身傷害補償担保特約の任意付帯を可能とするなど、商品の充実及び顧客サービスの拡充を図っております。

損害サービス面では、顧客満足度の向上を重要項目として掲げ、目標数値の87%を大幅に上回る89.3%を達成しました。保険金の支払漏れ問題を踏まえ、適正な業務運営の維持と顧客サービスの強化を重要な課題とした業務改善計画を、昨年に引続き実行してきました。システム面からも、常時適正な支払いを維持するため、アプリケーション上のチェックの強化も行いました。支払漏れ事案の検証についても商品改定に伴い、検証項目をさらに拡大し、支払漏れ防止の徹底を図ってまいりました。平成20年4月には顧客満足度の一層の向上を目指し、損害調査のためのオフィスを埼玉県にオープンしました。また、平成20年10月には、当社ホームページ上のマイ・アクサファイル（お客さま専用ページ）から、お客さまがログインされることにより、24時間365日、事故対応の進捗状況や解決結果、保険金お支払内容等をタイムリーにご確認いただけるようサービスを充実させました。更に、平成20年11月には、GPS機能を使った位置情報通知システムを導入し、万一の事故・故障時には、より正確な出勤場所の特定が可能となり、従来以上に迅速なサービスのご提供が可能となりました。

システム開発においては、業務拡大計画に合わせ新商品である医療保険システムを稼動しました。ダイレクトスキームによる自動車保険の銀行窓販システムの対象銀行の拡張を行い、医療保険の銀行窓販システムの運用も開始しております。また、顧客満足度の更なる向上を目指し、ご契約者さまの苦情・声を適切に管理するため、登録から回答作成までがオンライン化されたシステムを平成20年7月に導入し、関連部門への迅速な報告と適切な対応・解決に向けた連携を図っております。

「事業の成果」

当年度は以上のような活動により、主力商品であるダイレクト自動車保険の元受正味保険料は、今決算期においても好調に推移し、前年同期比（以下、対前年という。）12.7%増の293億円となりました。これに団体普通傷害保険料10億円を合計した元受正味保険料は304億円となり、対前年11.7%の増収率となりました。保険引受収益は対前年31億円増の305億円となり、資産運用収益及びその他経常収益を加えた経常収益は311億円となりました。一方、契約の拡大に伴い保険金の支

払額も増加し、損害率は対前年5.4%増の60.8%となりました。事業費につきましては、経費の節減及び効率的支出を行った結果、事業費率は前年より1.0%改善し33.4%となりました。以上により保険引受費用が209億円、営業費及び一般管理費が97億円となり、経常利益は4億円となりました。

これに価格変動準備金繰入額等の特別損益を加減し、法人税及び住民税を差し引いた後の当期純利益は4億円となりました。ソルベンシー・マージン比率は541.0%であり、十分な支払能力を保持しております。

「資産運用の概況」

当年度期末の総資産は352億円となり、うち運用資産は246億円となりました。

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界金融市場の混乱は、米国内にとどまらず、ヨーロッパを始めとして世界中に飛び火したことで、未曾有の世界危機に発展しました。日本の金融機関が受けた影響が限定的だったことから、国内の深刻な信用逼迫には至りませんでした。株価の大幅下落をもたらす結果につながりました。こうした中、資産の運用に当たっては、引続き保険業法等の諸規則を遵守しつつ、内規等に従った安全性及び流動性の高い金融商品へ投資した結果、利息及び配当金収は237百万円となりました。また、国債等の売却により326百万円の有価証券売却益を計上しました。

「会社が対処すべき課題」

創業以来、自動車保険に焦点をあて事業を展開してまいりましたが、平成20年4月に販売を開始した新商品の医療保険を主力商品とするために新たな挑戦に取り組んでおります。また、ダイレクト販売だけでなく、対面・電話などで説明を加える手法による銀行窓販や代理店チャネル等における販売戦略等の検討が今後の重要な課題であります。およそ100年ぶりに改正された保険法が平成21年度に施行される予定であり、約款、募集資料、契約管理手続き、保険金請求手続き等の改定に取り組んでおります。

（注）本報告書（以下の諸表を含む）における各計数の表示及び計算は、次のとおりであります。

- （1）保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
- （2）正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- （3）正味事業費 = 諸手数料及び集金費 + $\frac{\text{保険引受に係る営業費}}{\text{及び一般管理費}}$

3

内部統制システム構築の基本方針

アクサ損害保険では、保険業という公共性の高い事業に対する社会的要請に応えるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化により、業務執行の公正性・効率性の確保に努めています。また、経営の健全性及び透明性を確保するとともに、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまに信頼され、選ばれる会社となるために、内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努めています。

内部統制システム

アクサ損害保険では、会社法及び会社法施行規則にもとづき、2006年5月の取締役会において業務の適正を確保するための体制を次のとおり決定しています。

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを

確保するための体制

- 代表取締役によるコンプライアンス・ステートメント（法令遵守に関する声明）をコンプライアンスの基本方針とし、コンプライアンス推進体制の不断の見直しに努める。
- コンプライアンスマニュアルの整備、毎年のコンプライアンスプログラムの策定・実施により、コンプライアンス重視の企業風土を醸成する。

2. リスク管理に関する体制

- リスク管理に関する基本方針を定め、各業務の所管部門におけるリスク管理の実践と、リスク管理を統括する部署を設置して全社的なリスク管理を行う。
- 経営会議の諮問委員会としてリスク管理委員会を設置し、同委員会での議論を通じて全社的なリスク管理を推進する。

3. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、四半期単位の取締役会のほかに、必要に応じ適宜の臨時取締役会を開催するものとする。
- 経営方針・戦略に関する重要事項については、原則隔週開催の経営会議における取締役会付議の事前審議を踏まえ執行決定を行うものとする。
- 取締役会で決定された業務の執行については、職務権限規則、職務分掌規定、決裁権限表に沿って、責任者及び手続きが定められ実行されるものとする。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書は、文書保存・保管規定にもとづき適切かつ確実に保存・保管することにより管理する。
- 各文書の保存期間は永久とし、取締役または監査役からの閲覧要請があった場合、速やかに閲覧が可能である方法で保管するものとする。

5. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 親会社であるアクサジャパンホールディング株式会社から示されたグループ経営管理方針の社内周知に努め、グループ方針に則った業務運営を行う。
- 重要案件や内部監査結果等について親会社主催のコミッティ等において協議・報告することにより企業集団としての一体感と整合性を維持するとともに、子会社としての独立性も保ち、コンプライアンス重視による意思決定を行うことで適正な業務運営を確保するものとする。

6. 監査役会設置会社としての体制

監査役職務を補助すべき使用人の設置及び取締役からの独立性に関する事項

- 監査役は監査役会運営の補助業務を当社の使用人に命ずる事ができる。
- 補助業務を行う使用人の人事異動等については監査役会の意見を尊重する。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- 取締役及び使用人は業務・業績に影響を与える重要な事項について都度報告するものとする。また、使用人が重大な事実を発見した場合は監査役に直接報告することができるものとする。

その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は経営会議及び主な諮問委員会へ随時出席し、適宜質問を行えることとする。
- 監査役は必要に応じいつでも取締役及び重要な使用人に対し報告を求められることができる。
- 代表取締役社長、外部監査人並びに内部監査部門と定期的な意見交換機会を持つこととする。

4 コンプライアンス(法令遵守)の体制

1 基本理念

AXAグループでは、グループの倫理基準と実践について共通のビジョンを確立するために、行動倫理規範を中心とした「AXAグループ コンプライアンス&エシックスガイド」を定めています。

また、日本における保険持株会社であり、当社の親会社であるアクサジャパンホールディング株式会社においても、子会社に対するガバナンスの一環として、アクサジャパングループの「コンプライアンスポリシー」を定めています。

当社はこれらグループの基本理念に基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンスプログラム」を策定し、更に各部門単位での実践計画を策定・実行していくことで、全社的にコンプライアンスの推進を図っています。

2 コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンス委員会において、コンプライアンス推進体制の立案・維持・管理・モニタリング等を行うとともに「コンプライアンスプログラム」の進捗管理や評価、コンプライアンス態勢の推進に係る事項の審議、経営会議等への報告・提言等を行います。また、各本部長・部門長は、コンプライアンス部門と連携し、社内における具体的なコンプライアンスの実践を図っています。

3 コンプライアンス教育

基本理念やコンプライアンス推進体制、業務遂行に際し遵守すべき法令や起こりえる具体的事例についての判断基準を解説した「コンプライアンスマニュアル」を策定し、各種研修に活用する等役職員への周知徹底を図っています。

4 コンプライアンスに係る報告体制

当社では、業務の遂行に際し、関連する法令や社内規程に違反する行為等が生じた場合の報告体制を明確化し、問題となる行為への適切な対処と再発防止に取り組んでいます。

また、社内のコンプライアンスの実践を支援・強化することを目的とした「コンプライアンス相談制度」や、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とした「内部通報者ダイレクトライン」の設置等により、健全かつ適切な業務運営の確保に努めています。

当社は、これらの取組みを機軸として、全社的にコンプライアンス体制の充実を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めております。

5 リスク管理

1 リスク管理の基本方針

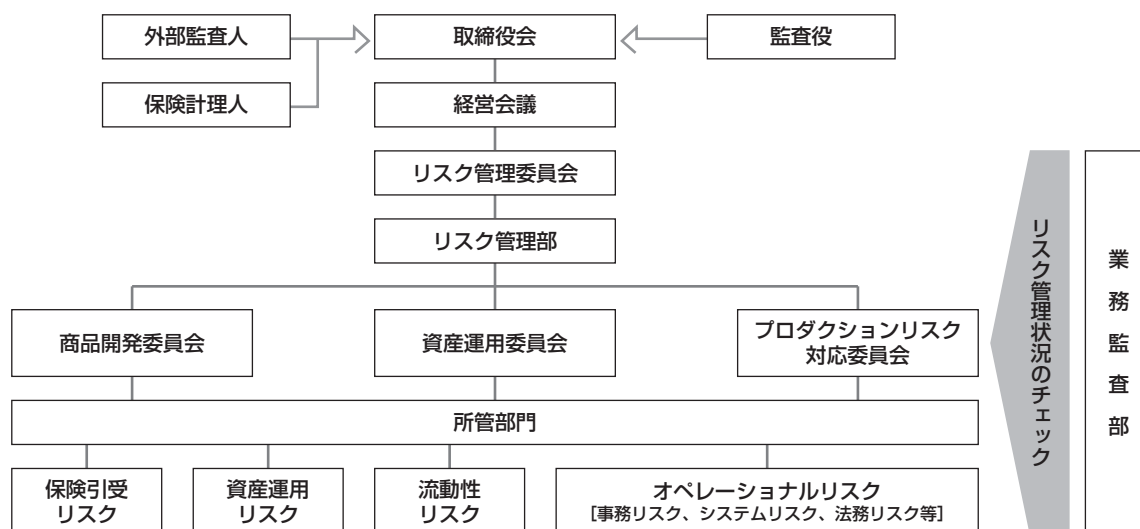
金融の自由化・規制緩和の進展、IT技術の進歩に伴い、損害保険会社を取り巻くリスクは増加し、多様化・複雑化しています。これらのリスクは、単にすべてを極小化すればよいというのではなく、企業価値を増大させるためには、それぞれのリスクの特性に応じて適切にコントロールしていく必要があります。

アクサ損害保険では、アクサジャパンホールディング株式会社のリスク管理に関する基本方針に基づき、リスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、リスクとリターンのバランスに対して注意深く考察を行うことにより、リスクからもたらされる不利益を効率的に最小化しつつ、事業活動から得られるリターンを最大化していくことをリスク管理の基本方針としています。

2 リスク管理体制

アクサ損害保険では、損害保険事業の業務遂行に伴う主要なリスクを「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「オペレーショナルリスク」と認識し、各リスクについて所管部門・諮問委員会による一次管理、リスク管理部による管理、監査部門による業務監査という三重の管理体制をとっています。

また、リスク管理部は、各リスクの管理状況を定期的にリスク管理委員会へ報告し、審議内容をもとに経営会議及び取締役会へ報告して経営レベルでの管理を行っています。



3 保険引受リスク管理

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。アクサ損害保険では、商品本部が保険種目ごとのリスク分析に基づいた引受基準を策定するとともに、財務部門が収支の分析や検証を継続的に行い、必要に応じて引受条件の見直しや保険料の改定を行っております。更に、保険種目ごとにリスク保有限度額基準を設けるとともに、再保険の手配などの危険分散を行うことにより、過度なリスク集中を回避しております。また、「商品開発委員会」を設置してリスク管理状況を検証し、リスク管理部が定期的な保険引受リスク管理状況のモニタリング及び経営層への報告等を行っております。

4 資産運用リスク管理

保有する有価証券や為替の市場変動により、資産の価値が変動する市場リスクや、投融資先の財務や経営状態の悪化などにより債券価格が下落する信用リスク等に分類されております。アクサ損害保険では、資産運用全体のリスクを管理する組織として「資産運用委員会」を設置し、相互牽制の発揮を目的として、資産運用の企画、運用、評価の検証を行っており、リスク管理部が定期的な資産運用リスク管理状況のモニタリング及び経営層への報告等を行っております。

5 オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、内生・外生両方の事象に起因し、プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないことによる損失にかかるリスクをいいます。アクサ損害保険ではリスクを適正にコントロールするために、定期的にオペレーショナルリスク管理状況の自己評価を行い、リスクを削減するために、事務処理マニュアルの整備、事務水準の向上や事故の未然防止に努めております。また、「プロダクションリスク対応委員会」を設置し、個々のリスクを監視するための「リスク/問題点エスカレーションフォーム」というプロセスを構築し、リスクに対する改善対応の定期的な進捗管理を行っております。

6 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療保険などのいわゆる第三分野保険の保険事故発生率の不確実性への対応として、ストレステスト、負債十分性テストを行うことにより、責任準備金の積立の適切性を確保しております。当社ではストレステストを担当部署である数理部が実施し、ファイナンス&コントロール本部長がそのテスト結果を検証しております。さらに、検証結果を外部の保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しております。

ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

第三分野保険のストレステストに使用した事故発生率等は、告示（平成10年大蔵省告示第231号）の規定に従って、将来10年間に保険事故発生率の変動などによる保険金の増加を99%の確率でカバーする水準としました。

ストレステストの結果

ストレステストの結果、責任準備金は不足していないことが確認できたため、追加の責任準備金の積み立ては行っておりません。

6 勧誘方針

当社は、「金融商品の販売に関する法律」に基づき、次のとおり勧誘方針を定め常にお客さまの立場に立った販売活動に努めております。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力してまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるように常に努力してまいります。
3. お客さまと直接対面しない保険販売(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
5. お客さまのさまざまなご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力してまいります。

7 お客さまに関する個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)

当社はお客様の信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」およびその関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(金融庁告示第67号)」ならびに外国損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守し、お客様の個人情報を適切に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めてまいります。

また、当社は個人情報保護の強化のため、従業員の教育指導を徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと、その継続的な改善に努めてまいります。

個人情報につきましては以下の内容をご了解いただいたうえでご提供ください。

1. 情報を収集・利用する目的

当社ではお客様とのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客様の情報を収集させていただいており、次の目的のために利用されます。

- ・ 保険契約の見積、引受、維持、管理
- ・ 保険金、給付金の支払
- ・ 関連会社、提携会社を含めた各種商品・サービスの案内、提供、管理
- ・ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、各種調査
- ・ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・ その他保険事業に関連、付随する業務

2. 収集する情報の種類

当社では、お客様の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの他、保険契約の引受、維持、管理、保険金の支払、各種サービスのご提供にあたり必要な情報を収集しています。

3. 情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じたうえで、インターネット上でお客様が入力された情報、あるいは、お電話や書面などの通信手段によりお客様よりご提供された情報を収集し、記録・保存(音声を含む)しています。

その他、Cookieの使用により、お客様のコンピュータ利用環境や、当社ウェブサイトのご利用履歴を収集しています。

【Cookieについて】

当社ウェブサイトでは、ご利用状況に関するデータ収集や、統計資料作成のためにCookieを使用しています。Cookieとは、お客様が当社ウェブサイトへアクセスされた際に、お客様のコンピュータに小規模の情報を送信・格納する技術のことをいい、これにより当社では、お客様がどのページをご覧になったかの記録を収集しています。こうした情報にはお客様を特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。

【SSL対応について】

当社ウェブサイトではお客様の大切な個人情報を安全に送受信するために、128ビット版SSLを使用しております。詳しくはサイトポリシーの【SSL(Secure Sockets Layer)】をご参照ください。

4. 情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- ・ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ・ 当社関連会社との間で共同利用する場合
(「7. 当社関連会社間での共同利用」をご覧ください)
- ・ 損害保険会社間等で共同利用する場合
(「8. 情報交換制度」をご覧ください)

5. センシティブ情報のお取扱い

当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、保健医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 情報の安全管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新なものに保つよう努めるとともに、社外への漏洩、滅失又はき損が発生しないよう安全管理措置を講じ、万全を尽くしております。また、業務遂行上の必要性から外部業者に業務委託等を行う場合につきましても、委託先等に機密保持義務を課すなどその管理・監督に努めております。

7. 当社関連会社間での共同利用

当社が収集したお客様に関する「2. 収集する情報の種類」に掲げる情報は、当社の責任のもと当社関連会社（注）にて、商品・サービスの案内・提供および充実等のために共同利用させていただく場合があります。

（注）共同利用を行う「当社関連会社」とは、当社の親会社である保険持株会社およびその子会社をいいます。

8. 情報交換制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用いたします。

詳細につきましては（社）日本損害保険協会および損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてご確認ください。

- ・ 社団法人 日本損害保険協会 そんがいはけん相談室
電話番号：03-3255-1467
- ・ 損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口
電話番号：03-3233-4141（内線：614）

9. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

当社ではお客様からの各種ご照会等につきましては、ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

個人情報保護法に基づく開示等をご請求される場合は、下記「10. お問い合わせ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。原則として文書にて回答させていただきます。なお、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料（委任状など）のご提出が必要となります。

お客様からの開示等のご請求に関しましては、別途定める手数料をいただく場合があります。

当社からの電子メールや郵便あるいは電話などによるサービス等のご案内、および当社関連会社間等でのお客様情報の共同利用について、お客様がご希望されない場合は、契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

10. お問い合わせ窓口

個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止等のご請求、その他のお問い合わせは、下記までご連絡いただけますようお願いいたします。上記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

お客様相談室

〒108-8638 東京都港区芝浦4丁目19番1号 芝浦アークビル
0120-449-669（フリーコール）
受付時間 月-金 9:00～17:00

11. 認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人外国損害保険協会 事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル7階
電話番号：03-5425-7854
受付時間：9:00～17:00（12:00～13:00を除きます。）
なお、土日祝日は休みです。
ホームページアドレス <http://www.fnlia.gr.jp>

8 利益相反管理体制

当社は、当社が行う取引によりお客さまの利益が不当に害されること（以下、「利益相反」といいます）のないよう、利益相反について定められた法令等を遵守し、利益相反管理体制を整備するとともに、会社規定として「利益相反管理方針」を策定いたしました。

利益相反のおそれのある取引について、あらかじめ特定・類型化するとともに、特定・類型化した取引について、その管理方法を個々に定める等必要な措置を講じることにより、利益相反を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることを防止いたします。

また、特定・類型化した取引については定期的に検証し、その検証結果を受けて、当該記録の更新等を行うことにより、管理体制の実効性を確保いたします。

9 保険金等支払管理態勢の強化

保険金等の支払い業務は、損害保険会社の業務において、最も重要な責務であり、当社においても、「保険金等支払管理態勢の構築に係る方針」を制定し、支払管理態勢の整備・強化に向けた取組みを行ってまいりました。

このことは、“あらゆるお客さまに対して、生涯を通じてニーズにお応えする”アクサのコアビジネスであるフィナンシャル・プロテクションに直結するものです。

今後もより一層の強化に努め、適正な支払いを行うための態勢の整備に取り組んでまいります。

1 経営管理（ガバナンス）態勢の整備

内部監査体制の強化、リスク管理体制の見直しにより、商品開発、保険金支払管理など各種リスクに係る課題が発生した場合の経営報告及び対応体制を整備しています。

2 保険金等支払管理体制の整備

保険金支払プロセスにおける支払い漏れのチェック機能を強化するため、システムの改定を行ない、また、保険金支払漏れの有無を毎月チェックする検証体制を整備しています。

保険金支払マニュアルの見直し、事前審査制度の導入、外部専門家による検証規定の策定、社員教育、研修の充実など、適正な保険金支払いに向けて管理態勢を整備しています。これらの取組みについて一層充実させてまいります。

3 お客さまに対する説明態勢の整備

保険商品の補償内容とお支払できる保険金について、お客さまにわかり易くご説明するために、ホームページ、商品パンフレット、重要事項説明書などの説明資料の見直しを適宜行っています。事故報告及び保険請求の際に、お客様のご契約内容と事故内容にもとづき、お支払が想定される保険金の補償内容をわかり易く説明した資料をご案内しています。これらお客さまに対する説明を一層強化いたします。

4 研修及び教育体制の整備

支払査定を行う社員にはスキル向上の一環として、定期的に社内研修を実施するとともに、社外弁護士による専門的な研修を行い、支払査定者の知識・能力の向上を図っています。

5 保険金支払審査会について

当社では、保険金支払の適切性を検証するための機関として、平成21年4月に「保険金支払審査会」を設立しました。保険金支払に該当しないと判断されたご契約で、当審査会での審議をお申し立ていただいた事案に対し、その妥当性について社外の専門家を交えた保険金支払部門以外のメンバーで客観的に審査し、当該事案の最終的な保険金の支払可否を決定します。

当社では、適切な保険金支払業務を確保し、お客さまの利益を保護することにより、お客さまにご納得、ご安心いただける保険金支払管理態勢の更なる強化に向け、取り組んでまいります。

10 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定め、宣言します。

1. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、社長以下組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保するための体制を整備します。
2. 当社は、損害保険会社に対する公共の信頼を維持し、損害保険会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。
4. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事事件として被害届の提出または告訴・告発を行います。
5. 当社は、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

11 監査・検査体制

当社では、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営の確保に向けたコンプライアンスの徹底及びリスク管理の強化を支援し、お客さまの安心・利便の向上に資する監査・検査体制の充実に取り組んでまいりました。

社外監査法人、監査役及び業務監査部が相互に連携し、監査の実効性確保に努めております。

更に、内部統制の有効性について点検・評価しております。

1 社外の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めにより、金融庁及び財務省財務局の検査を受けることになっております。また、会社法の定めにより、あらた監査法人による会計監査を受けております。

2 社内の監査体制

他の部門から独立した業務監査部が、取締役会の承認を得た監査計画に基づき各部門等における内部管理態勢の有効性・効率性を検証しております。監査結果及び改善提案は、社内規程「内部監査規則」に基づき、取締役会等へ報告を行っております。監査役は、会社法の定めにより、取締役の業務執行に対する監査並びに会計監査を実施しております。

12 社会貢献活動

A X Aグループでは、そこで働く人々が企業市民としての自覚を共有し、その責任を果たすべく、パリ本部内の独立したボランティア組織、「アクサ・アト・クール」が中心となり、グループを挙げて社会貢献活動を展開しています。

アクサ損害保険においては、世界の子どもたちにワクチンを贈るエコキャップ運動をはじめ、本社所在地である東京都港区の「港区ボランティアセンター」へ使用済み切手・プリペイドカードを寄贈するなど、独自の活動を続けています。

また、衣料物資が不足している国際地域への古着寄贈も継続的に行っており、毎年多くの社員が参加し、慈善団体などを経て開発途上国・難民キャンプ・災害被災地などを支援しています。

アクサ損害保険は、これからもA X Aグループの一員として社会に貢献できる活動を続けていきたいと考えています。

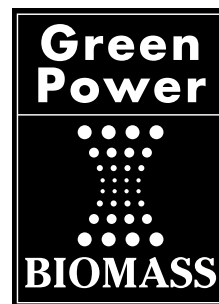
環境保全活動

2008年度より環境保全活動の一環として「グリーン電力証書システム（※1）」を導入しました。2008年度は、アクサダイレクト本社で使用する電力使用量180,000kWhのうち、約10%に相当する18,000kWhにバイオマス（生物資源）発電によるグリーン電力を使用いたします。これより、約7トン（※2）のCO₂の排出削減が見込まれます。

当社では、地球の環境保全活動を企業が取組むべき重要課題のひとつとして位置付け、今後も、様々な形態の環境活動に取組む予定です。

※1 風力、水力、バイオマス（生物資源）などの自然エネルギーによって発電された電力（グリーン電力）の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。

※2 電気事業連合会の2003年全電力平均CO₂排出原単位（発電端）0.389kg-CO₂/kWhにより算出



13 取扱商品

1 アクサダイレクト総合自動車保険

個人を対象とした通信販売（ダイレクトチャンネル）によるリスク細分型の自動車保険です。

自家用5車種及び二輪自動車・原動機付自転車を対象に、対人賠償保険をはじめ、対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険の5つの保険がセットされた基本補償に「アシスタンスサービス」が自動付帯されています。自家用5車種の場合、車両保険の付保は任意で選択することができ、車両保険を付帯する場合は、身の回り品の補償も自動付帯されます。対人賠償事故と同様に、対物賠償事故の場合も保険会社が示談交渉を行います。

自家用5車種とは…

- | | |
|-------------|------------|
| 1.自家用普通乗用車 | 2.自家用小型乗用車 |
| 3.自家用軽四輪乗用車 | 4.自家用小型貨物車 |
| 5.自家用軽四輪貨物車 | |

をいいます。これは、自家用検査証の記載項目の【自動車種別】
【用途】【自家用・事業用の別】を組み合わせた5車種です。

アクサダイレクト総合自動車保険の最大の特長は、

- 1) 顧客のニーズや特徴に、よりの確に対応できる独自のリスク区分を開発・導入
- 2) 国内で初めて自宅での故障にも対応したアシスタンスサービス（P.18をご覧ください。）を全契約者に提供している点です。

年齢、居住地等に加え、免許証の色によるリスク区分を導入するとともに、契約車両の年間走行距離、車の使用目的等によるきめ細かなリスク区分を使用する事で、顧客一人一人の条件に即した合理的な保険料を算出しています。

アクサダイレクト総合自動車保険の最近の主な改定状況

平成14年(2002年)	11月	インターネット割引を開始
平成15年(2003年)	4月	料率・制度を改定し、ノンフリート等級（無事故割増引等級）上限を20等級に拡大
	12月	ホームページでの契約手続きのペーパーレス化を実現。純新規契約のインターネット締結も同時に実現
平成16年(2004年)	3月	継続契約者向けにもインターネット割引を開始
	4月	全労済等各種共済の引受け開始
	8月	損保業界初の商品、自動車事故による搭乗中のペット（犬・猫）のケガを補償する特約「ペットプラス」を含む特約パッケージ「アクサ安心プラス」を販売開始
平成17年(2005年)	4月	料率・制度を改定し、「車齢」を保険料算出要素として導入 損保業界初の商品、通販による本格的リスク細分型バイク保険を販売開始
平成18年(2006年)	12月	インターネット割引を最大4,500円に拡大
平成20年(2008年)	2月	休日の事故対応サービス体制を拡充。休日でも正社員による初期対応を実施
平成20年(2008年)	8月	バイク保険にも人身傷害補償担保特約を付帯可能に

2 普通傷害保険

傷害保険の中で、補償する危険の範囲がもっとも広く、国内・国外を問わず家庭内・職場内・通勤途上・旅行中等日常生活における偶然な事故による「ケガ」について保険金を支払う保険です。

なお、グループ会社であるアクサ生命保険株式会社との提携セット商品（団体契約）として販売しております。

3 交通事故傷害保険

国内・国外を問わず、交通事故または建物火災等による「ケガ」について保険金を支払う保険です。

なお、グループ会社であるアクサ生命保険株式会社との提携セット商品（団体契約）として販売しております。

4 オフタイム傷害保険（就業中の危険不担保特約付 家族傷害保険・普通傷害保険）

通信販売（ダイレクトチャンネル）による個人を対象とした傷害保険です。

仕事以外での日常生活（例えば、買い物、レジャー、スポーツ時等）の偶然な事故による「ケガ」について保険金を支払う保険です。

なお、インターネット以外でのお申し込みの場合には、「就業中の危険不担保特約」を付帯しない家族傷害保険及び普通傷害保険もご用意しております。

5 入院手術保険

入院及び手術に保障を絞った終身タイプの医療保険で、日帰り入院・手術から保障する保険です。

アクサダイレクト入院手術保険の主な特長は、次のとおりです。

- 1) 病気やケガの治療を目的とする、公的医療保険制度が適用されるほとんどの手術（1000種類以上の手術）を保障し、先進医療も技術料に応じ80歳まで保障します。
- 2) 給付対象となるすべての手術・先進医療をホームページで解説するとともに、セカンドオピニオンサービスや、専門医の紹介等、充実した付帯サービスを全契約者へ提供します。
- 3) 入院保険金・手術保険金の支払事由が1年間なかった場合、無事故戻し金の支払いを毎年行うほか、初年度については、当社自動車保険の契約者である場合のキャッシュバックや、インターネットキャッシュバック等があります。

入院手術保険の改定状況

平成21年(2009年) 4月	先進医療の保険金額を引き上げるとともに、運営経費の見直しによる保険料引下げを実施
-----------------	--

14 お客様サービス

1 「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約者さま用アシスタンスサービス

アシスタンスサービスは、アクサダイレクトの自動車保険・バイク保険にご契約いただいたすべてのお客さまに自動付帯されるサービスです。事故だけでなく故障により自力走行ができないといったお車のトラブルに、24時間365日、全国約7500カ所のサービス拠点からお客さまをサポートします。

また、2年目以降、引続きご契約いただいたお客さまには、更にサービスメニューを増やすほか、一部内容を拡充してご提供しております。

2008年11月より携帯電話のGPS機能を利用した「GPS位置情報通知システム」によるサービスも開始しました。本サービスにより、正確に出動場所を特定し、迅速な救援活動をご提供いたします。

 <p>ロードサイドサービス</p> <p>路上及び自宅駐車場で 緊急修理サービス</p>	 <p>レッカーサービス</p> <p>自力走行できない場合、 最寄の修理工場まで牽引します</p>	 <p>宿泊費用サービス 帰宅費用サービス</p> <p>自宅より遠距離での事故や故障などで 修理完了まで待機される場合、 あるいは旅行を継続または帰宅される場合など</p>
 <p>修理後車両搬送・引取り費用サービス</p> <p>帰宅費用サービスをご利用になり、 修理完了車の搬送または引取りを 希望される場合</p>	 <p>メッセージサービス</p> <p>関係者へのご連絡代行を希望される場合</p>	 <p>玄関カギ開けサービス</p> <p>外出してカギを紛失してしまい、 緊急開錠を希望される場合</p>

ご注意

- ①ご契約の自動車が原付・バイクの場合、一部ご利用いただけないサービスがあります。
- ②サービスのご利用にあたりましては、事前にアシスタンスサービスセンターへのご連絡が必要です。
- ③ご契約の初年度と2年目以降のサービスについては、内容が異なっております。

2 「アクサダイレクトの入院手術保険」ご契約者さま用付帯サービス

アクサダイレクトの入院手術保険にご契約いただいたお客さまには、保険の安心に加えて、困ったときにお客さまを取り巻く状況に少しでもお役に立ていただけるよう、付帯サービスをご用意しました。

いざという時の医師紹介やセカンドオピニオン・サービスから、気軽にご利用いただけるWebツール、電話・メール健康相談等、3つのサポートプログラムをご提供しております。

 <p>健康コンシェルジュ・マイドクター</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門医・かかりつけ医の情報提供 2. セカンドオピニオン・専門医相談サービス 3. 紹介状の発行 	 <p>【WEB版】メディカルサポート・ツール</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「家庭の医学」WEB版 2. トリアージ 笑顔（症状簡易診断ツール） 3. 病院検索ツール 	 <p>電話・健康相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電話による健康相談 2. Eメールによる健康相談 3. 健康支援情報の提供
--	--	--

①及び②の付帯サービスは、当社が提携するアシスタンス会社が提供するものです。詳細は当社ホームページ（www.axa-direct.co.jp）をご覧ください。

3 保険相談

当社では、ご契約者さまのみならず、広く一般のお客さまからのお問い合わせ等に迅速にお応えし、またお客さまの声を当社のサービスの質や商品に反映するため、「お客様相談室」を設置しております。

「お客様相談室」では、お客さまからいただいた保険商品のご相談をはじめ、苦情、各種お問い合わせやご意見、ご要望について各部門とも緊密に連絡をとりながら、お客さまにご対応できる体制をとっております。お客さまからの様々な

「声」にも積極的に耳を傾け、今後のサービスや商品の充実、更には業務プロセスの改善に活かすため、社内の報告・協議体制の充実に努めております。

また、個人情報開示、利用停止等の手続業務や、保険金支払いに関する再審査制度の受付窓口業務も行っています。

お客さまからのご相談・苦情等の受付及び各種お申出については以下にて承っております。

(携帯電話からもご利用になれます。)

お客様相談室 電話番号：**0120-449-669** 受付時間 月～金 9：00～17：00

保険金支払いに関する再審査制度受付専用電話番号：**0120-999-371** 受付時間 月～金 9：00～17：00

*保険金支払いに関する再審査制度とは、当社が保険金支払いに該当しないと判断した事案について、その妥当性を「保険金支払審査会」において法律家や有識者を含めた委員で客観的に審査するものです。(P.14参照)

中立・公正な立場で相談等を行う機関

(財) 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせん及び審査を行う機関として、(財)交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が中立・公正な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者及び弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp>) をご参照ください。

4 ホームページ

アクサダイレクトのホームページ (<http://www.axa-direct.co.jp>)

当社では、お客さまとの大切なコンタクトチャンネルの一つとして、ホームページを重要視しています。

ホームページでは、自動車保険(アクサダイレクト総合自動車保険)、医療保険(入院手術保険)、傷害保険(オフタイム傷害保険)、それぞれの商品特長や補償内容、付帯サービス等、お客さまが必要に応じて情報収集できるようわかり易くご説明しています。

また、お見積りやご契約のお申込みについても、お客さまのご都合の良い時間に承ることができるうえ、ホームページからのお申込みの場合には、インターネット割引などの特典もご用意しています。

このほか、会社概要、アニュアルレポート、ニュースリリースなど、当社の企業としての動きもご覧いただけるよう様々な情報提供を行っております。

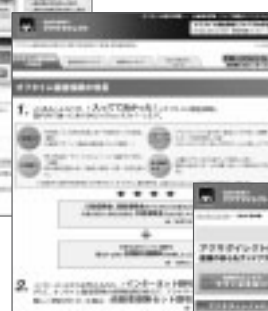
今後も、新しい商品・サービスのご紹介等内容の充実を図るとともに、使い易さやセキュリティに配慮したホームページとするべく努力を続けてまいります。



■ 会社案内
(会社概要やプレスリリースなど)



■ アクサダイレクト
トップページ



■ 傷害保険の
トップページ



■ 医療保険のトップページ

■ バイク保険
(バイク保険の商品・サービス紹介)

15 保険のしくみ

1 損害保険のしくみ

-1 保険契約のしくみ

損害保険とは、同一の危険にさらされている多数の保険契約者が、統計的基礎によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことにより、事故による経済的損失が万一発生した場合に、保険契約の約定内容と損害の程度に応じて保険金を受け取ることができるようにするしくみです。

ひとつひとつの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生しているわけですが、同一危険の集団を見れば、一定の確率で発生していることがわかります。これが「大数の法則」です。損害保険は、この「大数の法則」に基づき相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度といえます。このようにして、損害保険は個人の生活や企業経営の安定に寄与しています。

-2 保険契約の性格

商法第629条では損害保険契約について、「保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がこれに対してその報酬を支払うことを約束することによって効力を生ずる」と定めています。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の口頭による合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上は一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容に基づき保険証券または保険引受証を作成、契約者に交付しています。

-3 再保険

お引受けした保険契約には様々な危険（リスク）が混在するために、一保険会社で負担することが不可能な場合があります。そのため、国内や海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり（出再）、また逆に再保険を引受けたり（受再）して危険の平均化・分散化を図っています。これにより、毎年の損害率の安定すなわち事業成績の安定と引受能力の補完を図っています。

2 ご契約のしくみ

-1 契約の手続きについて

保険契約を締結するためには、保険加入の申込みを行い、それを当社が承諾する必要があります。通常は保険料支払とともに所定の申込書を提出します。ご契約者から保険料を受領した後、当社は所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券あるいは保険引受証が発行されます。

-2 ご契約内容の確認について

損害保険という目に見えない無形の商品の内容を定めているのが、普通保険約款と特約条項です。約款と特約条項には、当社とご契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）双方の権利・義務が記されています。

また、約款や特別条項とは別に、保険パンフレットや申込書、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）等で商品の内容をわかり易くご説明しています。

ご契約の際は、これらをよくお読みいただき、取扱代理店または当社から十分な説明を受け、同時に保険契約の申込内容がご希望に沿った内容であることについて十分にご確認をお願いしております。

3 契約締結のしくみ

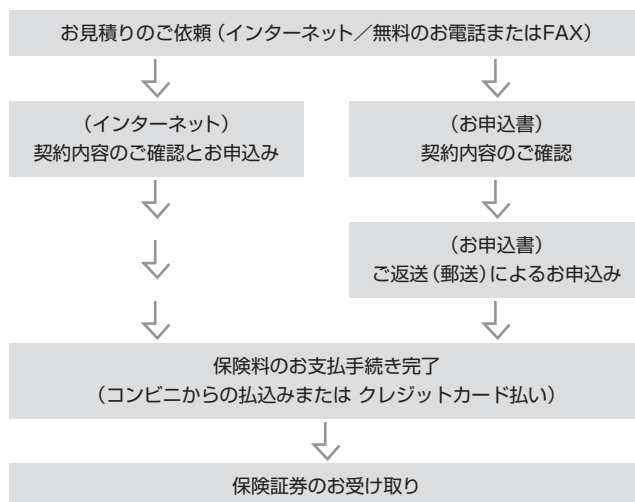
-1 通信販売の契約締結のしくみ

通信販売での保険加入では、当社カスタマーサービスセンターから商品説明をお聞きいただくか、当社からお送りする資料等の内容をご確認の上、保険契約の申込みと保険料の支払いをいただき、手続き完了となります。更に、お引受け条件等については、契約成立後にお届けする保険証券の記載内容での再確認をお願いしております。

また、当社ホームページ上では、「アクサダイレクト総合自動車保険」、「オフタイム傷害保険」及び「入院手術保険」の資料請求や保険の見積りだけでなく、契約締結まで、ネット上で完了させることができます。

(当社ホームページ<http://www.axa-direct.co.jp>)

〈アクサダイレクト総合自動車保険の場合〉



-2 代理店販売の契約締結のしくみ



-3 ご契約時にご注意いただきたいこと

申込書またはインターネット上の契約申込画面には正しくご申告ください。

自動車保険をご契約される場合は、事故歴や保険を付ける車の所有者、使用目的等を正しくお知らせください。

万一、ご申告いただいた内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

-4 保険料のお支払い・返還

保険料は、当社所定の支払方法（コンビニエンスストアでのお支払い・クレジットカードによるお支払い・口座振替払い）により当社へお支払いいただきます。

定められた期日までに保険料のお支払いがない場合、事故が起きても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款等をご確認ください。

-5 保険料

保険料率は、当社が金融庁からの認可取得または金融庁への届出を行った上で適用しています。

-6 ご契約後のご注意

保険証券は大切に保管してください。

保険証券記載内容に関わる変更（例：お車の譲渡・車種の変更等）が生じた時は、直ちに当社へご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金をお支払いできない場合があります。

なお、保険証券を紛失された場合も、当社へご連絡ください。

お問い合わせ先電話：0120-193-877（無料）

4 保険金のお支払いのしくみ

お客さまにご満足いただける損害サービスを目指し、当社では、事故はもちろん故障の場合でも、スピーディーで安心・充実のサービス体制を整えて、お客さまをサポートいたします。

-1 充実の事故対応サービス

24時間365日、事故受付	24時間365日、事故を受付いたします。
休日の初期対応	事故が発生し、緊急を要する場合に、休日でも相手方、修理工場、医療機関等関係先への連絡と、お客さまへの結果報告を含む初期対応を行います。
1事故専任チーム制	ケガを伴う人身事故や双方に過失が発生する物損事故などは、プロの専任担当者が連携し、責任を持って相手方との示談交渉にあたります。
クイック事故対応サービス	軽微な車両単独事故については、集中処理センターにおいて担当し、1日でも早く事故解決を行い、スピーディーなお支払いを実施しています。 また特に対応が急がれる、当社契約者に100%の過失がある事故については、休日でもプロの専任担当者が、被害者への連絡、代車手配、示談交渉など幅広い事故対応サービスを行います。
被害事故お客さま相談スタッフ	お客さまが被害にあわれた人身・物損事故についても、専任のお客さま相談スタッフが、相手方への請求方法や対応の仕方などのご相談について、親身にきめ細かくアドバイスいたします。また、弁護士費用等担保特約を付帯されている場合は、被害事故にかかわる法律上の損害賠償を弁護士に委任したことにより生じる費用をお支払いする補償も用意しています。
お客さまのニーズに合わせた途中経過のご連絡	電話でのご連絡に加え、お客さまのご要望に応じて、はがきやEメールでも事故の途中経過についてご連絡いたします。

-2 安心のサービスネットワーク

■サービスセンター拠点 平成21年（2009年）4月1日現在

損害サービス第一部		損害サービス第四部	
事故受付サービスセンター	0120-699-644	自動車サービスセンター一課	03-6888-0668
アクサライフサービスセンター	03-6888-0737	自動車サービスセンター二課	03-6888-0669
自動車サービスセンター	03-6888-6447	損害サービス第五部	
傷害サービスセンター	03-6888-6017	自動車サービスセンター一課	03-6888-0726
医療傷害サービスセンター	0120-936-509	自動車サービスセンター二課	03-6888-0725
損害サービス第二部		■全国サービスネットワーク 平成20年（2008年）7月1日現在	
事故受付サービスセンター	0120-699-644	パイロットガレージ	487ヵ所
自動車サービスセンター一課	03-6888-0741	損害調査ネットワーク	187拠点
自動車サービスセンター二課	03-6888-0742	弁護士ネットワーク	全国主要都市
損害サービス第三部			
自動車サービスセンター一課	03-6888-6400		
自動車サービスセンター二課	03-6888-6401		

-3 お支払いまでの流れ

■ワンステップ事故対応サービス

お客さまからの最初のお電話でスタート。事故現場の緊急措置のアドバイスやアシスタンスサービスの手配といった事故受付から解決までのプロセスをご説明し、お客さまの「不安」を「安心」に変えます。

※夜間は、事故受付とアシスタンスサービスの手配を行い、翌営業日に専任スタッフからお客さまへご連絡いたします。



事故現場での緊急措置アドバイス
アシスタンスサービスの手配



パイロットガレージ（指定修理工場）のご紹介
無料で事故車引取・代車・納車サービスを実施



保険金請求意思の確認と手続き
お客さまの過失割合の推定



事故受付はがきをお客さまに送付
専任の担当者をご案内
事故解決までのプロセスのご説明と事前打ち合わせ

-4 事故や故障が発生したら…

お電話ください。ワンステップ事故対応サービスを通じてお客さまをサポートいたします。

事故受付サービスセンター（24時間・年中無休）

0120-699-644（無料）

（携帯電話からもご利用になれます）

5 損害保険代理店

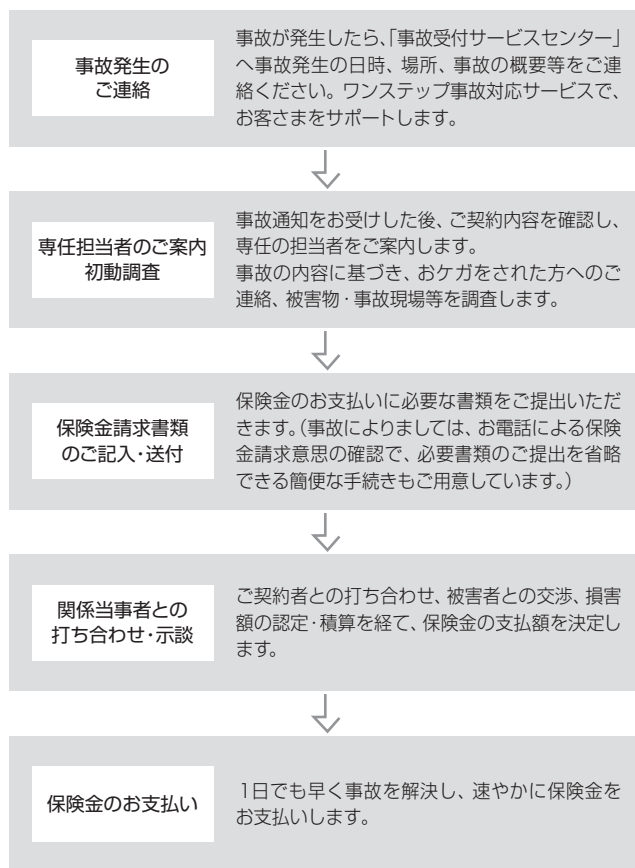
-1 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介^(注)を行うことを主たる業務としています。保険の相談、事故発生時のお手伝い等その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っています。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付も行います。

(注) 損害保険代理店が保険募集を行うときは、保険業法第294条に基づき、お客さまに対し、「保険会社を代理して保険契約を締結」するか「保険契約の締結を媒介」するかを明示させていただいております。

-2 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。



-3 代理店教育

当社は適正な保険募集態勢を確保するために、所属代理店の保険募集に従事する役員・使用人に対し、所定の教育を実施しております。

-4 代理店数

当社の代理店数は、平成21年3月31日現在、全国で70店です。

-5 外務社員・代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

02	業績データ 当社の主要業務に関する事項	25
1	主要な業務の状況を示す指標の推移	25
2	業務の状況を示す指標等	26
1	主要な業務の状況	
-1	正味収入保険料及び元受正味保険料	26
-2	受再正味保険料及び支払再保険料	26
-3	解約返戻金	26
-4	保険引受利益	26
-5	正味支払保険金及び元受正味保険金	27
-6	受再正味保険金及び回収再保険金	27
-7	未収再保険金	27
2	保険契約に関する指標等	
-1	契約者配当金	28
-2	正味損害率、正味事業費率及びその合算率	28
-3	出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	28
-4	国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	28
-5	出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	28
-6	出再保険料の格付ごとの割合	28
3	経理に関する指標等	
-1	保険契約準備金	29
-2	責任準備金積立水準	30
-3	期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	30
-4	事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	30
-5	引当金明細表	31
-6	貸付金償却の額	31
-7	資本金等明細表	31
-8	損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動	32
-9	事業費（含む損害調査費）	32
-10	売買目的有価証券運用益明細表	32
-11	売買目的有価証券運用損明細表	32
-12	有価証券売却損益及び評価損明細表	32
-13	減価償却費明細表	32
-14	固定資産処分損益明細表	33
-15	賃貸用不動産等減価償却明細表	33
-16	リース取引	33
4	資産運用に関する指標等	
-1	資産運用方針	33
-2	預貯金	33
-3	資産運用の概況	33
-4	利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）	34
-5	資産運用利回り（実現利回り）	34
-6	（参考）時価総合利回り	35
-7	海外投融資残高及び利回り	35
-8	商品有価証券	35
-9	商品有価証券の平均残高及び売買高	35
-10	保有有価証券	36
-11	保有有価証券利回り	36
-12	有価証券の種類別の残存期間別残高	36
-13	業種別保有株式の額	37
-14	貸付金の残存期間別の残高	37
-15	担保別貸付金残高	37
-16	使途別の貸付金残高及び構成比	37
-17	業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	37
-18	規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	37
-19	貸付金地域別内訳	37
-20	国内企業向け貸付金残存期間別残高	37
-21	劣後特約付貸付金残高	37
-22	有形固定資産明細表	37

5	特別勘定に関する指標	37
-1	特別勘定資産残高	37
-2	特別勘定資産	37
-3	特別勘定の運用収支	37

03 業績データ 財産の状況 38

1	財務諸表	
1	貸借対照表	38
2	損益計算書	40
3	キャッシュ・フロー計算書	42
4	株主資本等変動計算書	43
5	一株当たり配当等	44
6	一株当たり純資産額	44
7	一人当たり総資産	44
2	リスク管理債権	44
3	元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	44
4	債務者区分に基づいて区分された債権	44
5	保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	45
6	時価情報等	
1	有価証券	
-1	売買目的有価証券	46
-2	満期保有目的の債券で時価のあるもの	46
-3	その他有価証券で時価のあるもの	46
-4	時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額	46
2	金銭の信託	46
3	デリバティブ取引	46
4	保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	46
5	先物外国為替取引	46
6	有価証券関連デリバティブ取引	46
7	金融取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先物取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引	46

04 会社概要 47

1	株主・株式の状況	
1	基本事項	47
2	大株主の状況	47
3	資本金	47
4	最近の社債発行	47
2	役員	48
3	従業員の状況	
1	採用方針	48
2	研修制度とキャリアパス	48
4	会社の組織	49
5	会社の沿革	
1	AXAグループについて	50
2	アクサ損害保険株式会社について	50
6	企業概要	51
	損害保険用語の解説（50音順）	52

1 主要な業務の状況を示す指標の推移

項目	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料		16,203百万円	20,140百万円	23,956百万円	27,388百万円	30,562百万円
経常収益		16,328百万円	20,303百万円	24,216百万円	27,654百万円	31,138百万円
経常利益(△は経常損失)		△ 4,971百万円	△ 5,536百万円	△ 3,217百万円	△ 3,853百万円	416百万円
当期純利益(△は当期純損失)		△ 4,823百万円	△ 5,562百万円	△ 3,147百万円	△ 3,812百万円	420百万円
資本金		13,971百万円	14,971百万円	17,221百万円	17,221百万円	17,221百万円
(発行済株式総数)		(279千株)	(299千株)	(344千株)	(344千株)	(344千株)
純資産額		8,574百万円	4,906百万円	6,289百万円	3,001百万円	3,161百万円
総資産額		24,411百万円	26,444百万円	31,822百万円	33,201百万円	35,284百万円
(特別勘定又は積立勘定として経理された資産額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
責任準備金残高		10,540百万円	12,934百万円	15,029百万円	17,513百万円	18,511百万円
貸付金残高		-	-	-	-	-
有価証券残高		5,524百万円	15,030百万円	19,568百万円	21,862百万円	6,152百万円
ソルベンシー・マージン比率		489.6%	330.2%	711.9%	636.6%	541.0%
配当性向		-	-	-	-	-
従業員数		312名	389名	494名	555名	590名

2 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況

-1 正味収入保険料及び元受正味保険料

種目	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災保険	6	4	2
海上保険	0	0	—
傷害保険	1,330	1,167	1,063
自動車保険	22,418	25,963	29,267
自動車損害賠償責任保険	201	252	228
その他	0	—	—
(うち賠償責任保険)	0	—	—
合計	23,956	27,388	30,562

(注) 正味収入保険料：元受及び受再契約に係る収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

種目	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災保険	—	0	0
海上保険	—	—	—
傷害保険	1,351	1,185	1,079
自動車保険	22,506	26,045	29,339
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	—	—	—
合計	23,858	27,230	30,418

従業員一人当たり元受正味保険料 48 49 51

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料：元受正味保険料 ÷ 従業員数

-2 受再正味保険料及び支払再保険料

種目	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災保険	6	4	2
海上保険	0	0	—
傷害保険	—	—	—
自動車保険	—	—	—
自動車損害賠償責任保険	201	252	228
その他	0	—	—
(うち賠償責任保険)	0	—	—
合計	208	257	231

(注) 受再正味保険料：受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

種目	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災保険	0	0	0
海上保険	—	—	—
傷害保険	21	18	15
自動車保険	88	81	72
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	0	—	—
(うち賠償責任保険)	0	—	—
合計	110	99	87

(注) 支払再保険料：出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

-3 解約返戻金

種目	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災保険	—	—	—
海上保険	—	—	—
傷害保険	8	7	0
自動車保険	168	200	223
自動車損害賠償責任保険	4	4	7
その他	—	—	—
合計	181	213	230

(注) 解約返戻金：元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額をいいます。

-4 保険引受利益

区分	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保険引受収益	23,966	27,401	30,575
保険引受費用	16,692	19,861	20,926
営業費及び一般管理費	8,103	9,020	9,782
その他収支	0	0	0
保険引受利益	△ 829	△ 1,480	△ 134

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

3. 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

-5 正味支払保険金及び元受正味保険金

種目	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災保険	—	0	0
海上保険	0	0	—
傷害保険	658	576	583
自動車保険	10,405	12,762	15,864
自動車損害賠償責任保険	124	154	185
その他	0	0	0
(うち賠償責任保険)	0	0	0
合 計	11,188	13,494	16,633

(注) 正味支払保険金：元受及び受再契約に係る支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

種目	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災保険	—	—	—
海上保険	—	—	—
傷害保険	661	577	583
自動車保険	10,430	12,762	15,881
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	0	0	—
(うち賠償責任保険)	0	—	—
合 計	11,092	13,340	16,464

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

-6 受再正味保険金及び回収再保険金

種目	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災保険	—	0	0
海上保険	0	0	—
傷害保険	—	—	0
自動車保険	0	0	0
自動車損害賠償責任保険	124	154	185
その他	0	0	0
(うち賠償責任保険)	0	0	0
合 計	124	154	185

(注) 受再正味保険金：受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

種目	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災保険	—	—	—
海上保険	—	—	—
傷害保険	3	0	—
自動車保険	25	—	17
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	0	0	—
合 計	28	0	17

(注) 回収再保険金：出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

-7 未収再保険金

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度開始時の未収再保険金	(A)	—	20	0
		(—)	(—)	(—)
当該年度に回収できる事由が発生した額	(B)	20	0	—
		(—)	(—)	(—)
当該年度回収等	(C)	—	20	0
		(—)	(—)	(—)
年度末の未収再保険金	(A)+(B)-(C)	20	0	—
		(—)	(—)	(—)

(注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

2 保険契約に関する指標等

-1 契約者配当金

該当事項はありません。

-2 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災保険	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海上保険	543.3	0.0	543.3	542.4	0.0	542.4	—	—	—
傷害保険	52.9	40.2	93.1	54.4	72.1	126.5	58.3	104.9	163.2
自動車保険	52.7	35.6	88.3	55.4	33.1	88.5	60.7	31.1	91.8
自動車損害賠償責任保険	61.8	0.0	61.8	61.2	0.0	61.2	81.1	—	81.1
その他	△ 9,702.8	38.9	△ 9,663.9	0.0	0.0	0.0	—	—	—
合計	52.8	35.5	88.3	55.4	34.4	89.8	60.8	33.4	94.2

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

-3 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災保険	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.3	0.0	△ 0.3	0.3	0.0	0.3
海上保険	543.3	0.0	543.3	542.4	0.0	542.4	—	—	—
傷害保険	68.4	39.8	108.2	40.6	53.2	93.8	42.3	86.4	128.7
自動車保険	63.3	38.3	101.6	67.2	34.2	101.3	67.2	31.5	98.7
その他	86,300.9	38.9	86,339.8	0.0	0.0	0.0	—	—	—
合計	63.6	38.4	102.0	65.9	35.1	101.0	66.3	33.5	99.8

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 医療保険は、販売量が少なく、有意な情報が得られないため、傷害に含めて記載しています。

-4 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国内契約	100%	100%	100%
海外契約	—	—	—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

-5 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成19年度	1社	99%超
平成20年度	1社	99%超

(注) 「出再先保険会社の数」は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。

-6 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	年度			
	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
平成19年度	100%	—%	—%	100%
平成20年度	100%	—%	—%	100%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としていますが、その出再先保険会社はアクサグループ内会社であり、単独の格付を持たないため、上記はアクサグループの格付を記載しました。

3 経理に関する指標等

-1 保険契約準備金

支払備金 種目	(単位：百万円)		
	年度 平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
火災保険	—	—	—
海上保険	—	—	—
傷害保険	742	587	439
自動車保険	7,486	9,432	10,480
自動車損害賠償責任保険	52	61	74
その他	0	0	—
合 計	8,281	10,081	10,995

責任準備金 種目	(単位：百万円)		
	年度 平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
火災保険	122	127	130
海上保険	16	16	16
傷害保険	584	598	580
自動車保険	13,939	16,305	17,275
自動車損害賠償責任保険	361	462	504
その他	3	3	3
(うち賠償責任保険)	2	2	2
合 計	15,029	17,513	18,511

責任準備金の残高の内訳

種目	平成19年度末					合 計
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	
火災保険	58	69	—	—	—	127
海上保険	—	16	—	—	—	16
傷害保険	95	503	—	—	—	598
自動車保険	12,160	4,144	—	—	—	16,305
自動車損害賠償責任保険	462	—	—	—	—	462
その他	—	3	—	—	—	3
(うち賠償責任保険)	—	2	—	—	—	2
合 計	12,777	4,736	—	—	—	17,513

責任準備金の残高の内訳

種目	平成20年度末					合 計
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	
火災保険	61	69	—	—	—	130
海上保険	—	16	—	—	—	16
傷害保険	88	492	0	—	—	580
自動車保険	13,410	3,864	—	—	—	17,275
自動車損害賠償責任保険	504	—	—	—	—	504
その他	—	3	—	—	—	3
(うち賠償責任保険)	—	2	—	—	—	2
合 計	14,065	4,446	0	—	—	18,511

(注) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については普通責任準備金として記載しております。

-2 責任準備金積立水準

区分		年度	平成19年度末	平成20年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約		—	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約		—	該当なし
積立率			—	100.0%

(注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
 2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
 3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)
 (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金 (保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
 (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

-3 期首時点支払備金 (見積り額) の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)

(単位: 百万円)

年度	区分	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成18年度		7,021	3,101	3,662	256
平成19年度		8,597	4,027	4,653	△ 83
平成20年度		10,457	5,319	4,870	267

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

-4 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車 (単位: 百万円)

区分	事故発生年度末	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	12,152			14,377			16,902		
	1年後	12,217	0.53	65	14,430	0.37	53	—	—	—
	2年後	12,048	△1.38	△168	—	—	—	—	—	—
	3年後	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年後	—	—	—	—	—	—	—	—	—
最終損害見積り額		12,048			14,430			16,902		
累計保険金		11,105			12,074			10,656		
支払備金		942			2,356			6,246		

傷害 (単位: 百万円)

区分	事故発生年度末	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	567			497			514		
	1年後	574	1.23	7	496	△0.11	△0	—	—	—
	2年後	547	△4.69	△26	—	—	—	—	—	—
	3年後	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年後	—	—	—	—	—	—	—	—	—
最終損害見積り額		547			496			514		
累計保険金		522			412			227		
支払備金		24			83			286		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金 + 支払備金」の数値のうち薄い網掛けの「—」部分については該当がありません。

-5 引当金明細表

(単位：百万円)

区分	年度 平成18年度 年度末残高	平成19年度		
		増加額	減少額	年度末残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	26	0	26
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金	332	119	102	349
役員退職慰労引当金	—	12	—	12
賞与引当金	145	168	145	168
価格変動準備金	7	4	—	11
合 計	485	331	248	567

(単位：百万円)

区分	年度 平成19年度 年度末残高	平成20年度		
		増加額	減少額	年度末残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	26	26	26
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金	349	138	39	448
役員退職慰労引当金	12	18	—	30
賞与引当金	168	190	168	190
価格変動準備金	11	1	—	12
合 計	567	374	234	707

-6 貸付金償却の額

該当事項はありません。

-7 資本金等明細表

(単位：百万円)

区分	年度 平成18年度 年度末残高	平成19年度		
		増加額	減少額	年度末残高
資 本 金	17,221	—	—	17,221
うち既発行株式	普通株式 344,430株	—株	—株	344,430株
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 15,721	—	—	15,721
	合計 15,721	—	—	15,721
利益準備金及び 任意積立金	利益準備金 —	—	—	—
	任意積立金 —	—	—	—
合計	—	—	—	—

(単位：百万円)

区分	年度 平成19年度 年度末残高	平成20年度		
		増加額	減少額	年度末残高
資 本 金	17,221	—	—	17,221
うち既発行株式	普通株式 344,430株	—株	—株	344,430株
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 15,721	—	—	15,721
	合計 15,721	—	—	15,721
利益準備金及び 任意積立金	利益準備金 —	—	—	—
	任意積立金 —	—	—	—
合計	—	—	—	—

-8 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	114百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 176百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノース・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

-9 事業費（含む損害調査費）

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費		3,133	3,477	3,951
物件費		6,145	6,919	7,441
税金		284	298	337
保険契約者保護機構に対する負担金		9	9	11
諸手数料及び集金費		403	404	431
合 計		9,976	11,109	12,173

(注) 1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額です。
2. 保険契約者保護機構負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく負担金であります。

-10 売買目的有価証券運用益明細表

該当事項はありません。

-11 売買目的有価証券運用損明細表

該当事項はありません。

-12 有価証券売却損益及び評価損明細表

区分	年度 平成19年度			平成20年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	—	—	—	298	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	—	—	—	28	—	—
合 計	—	—	—	326	—	—

-13 減価償却費明細表

区分	年度 平成19年度					平成20年度				
	取得原価	平成19年度償却額	償却累計額	平成19年度末残高	償却累計率	取得原価	平成20年度償却額	償却累計額	平成20年度末残高	償却累計率
有形固定資産										
建物(営業用)	307	22	142	165	46.2%	316	22	165	151	52.2%
その他の有形固定資産	767	86	547	219	71.4%	819	85	614	205	75.0%
無形固定資産										
ソフトウェア	3,696	344	2,612	1,084	70.7%	4,939	531	3,084	1,854	62.5%
合 計	4,771	454	3,302	1,469		6,075	638	3,864	2,211	

(注) 1. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によることとなります。
2. ソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（原則5年）に基づく定額法によるおります。

-14 固定資産処分損益明細表

区分	(単位：百万円)			
	平成19年度		平成20年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損
有形固定資産				
建物	—	0	—	—
その他の有形固定資産	0	1	0	3
無形固定資産				
ソフトウェア	—	—	—	1
ソフトウェア仮勘定	—	—	—	0
合計	0	2	0	5

-15 賃貸用不動産等減価償却明細表

該当事項はありません。

-16 リース取引

該当事項はありません。

4 資産運用に関する指標等

-1 資産運用方針

当期末の総資産は 35,284百万円、運用資産は 24,636百万円となりました。資産の運用にあたりましては営業資金の安定的な確保を目的とし、安全性・流動性に留意しつつ、効率的な運用に努めております。

-2 預貯金

区分	(単位：百万円)		
	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
当座預金	1	1	1
普通預金	4,283	5,315	18,112
合計	4,284	5,317	18,113

-3 資産運用の概況

区分	(単位：百万円)					
	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	4,284	13.5%	5,317	16.0%	18,113	51.3%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	19,568	61.5%	21,862	65.8%	6,152	17.4%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	388	1.2%	384	1.2%	370	1.1%
運用資産計	24,242	76.2%	27,564	83.0%	24,636	69.8%
総資産	31,822	100.0%	33,201	100.0%	35,284	100.0%

-4 利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金	2	0.07%	6	0.18%	11	0.13%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	234	1.42%	235	1.06%	226	1.13%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	237	1.17%	242	0.92%	237	0.81%
その他	0	/	0	/	0	/
合計	237	1.18%	242	0.92%	237	0.81%

(注) 1. 利回りは 収入金額 ÷ 月平均運用額 で算出しております。

2. 従来の「運用資産利回り」に加え、新たに2種類の利回り（「資産運用利回り」「時価総合利回り」）を後述の項目にて開示しています。各利回りの計算方法は後述の項目の注記に記載したとおりです。

-5 資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円)

区分	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	2	3,228	0.07%	6	3,558	0.18%	11	8,858	0.13%
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	234	16,594	1.42%	235	22,303	1.06%	552	19,996	2.77%
公社債	145	11,090	1.31%	226	16,719	1.35%	515	18,679	2.76%
株式	—	—	—	—	6	—	1	72	2.38%
外国証券	9	496	1.91%	9	498	1.91%	6	333	2.08%
その他の証券	80	5,006	1.60%	—	5,080	—	28	912	3.14%
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	371	—	—	385	—	—	378	—
金融派生商品	—	/	/	—	/	/	—	/	/
その他	0	/	/	0	/	/	0	/	/
合計	237	20,194	1.18%	242	26,247	0.92%	564	29,233	1.93%

(注) 資産運用利回り：資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

-6 (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円)

区分	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	2	3,228	0.07%	6	3,558	0.18%	11	8,858	0.13%
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	264	16,300	1.62%	908	22,040	4.12%	145	20,405	0.72%
公社債	236	10,891	2.17%	709	16,611	4.27%	141	19,054	0.74%
株式	—	—	—	—	6	—	1	72	2.38%
外国証券	11	503	2.31%	4	507	0.81%	3	336	1.01%
その他の証券	16	4,905	0.33%	194	4,915	3.97%	△0	942	△0.06%
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	371	—	—	385	—	—	378	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合計	267	19,900	1.34%	915	25,983	3.52%	157	29,643	0.53%

(注) 時価総合利回り：時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+ (当期末評価差額-前期末評価差額)

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額

-7 海外投融資残高及び利回り

(単位：百万円)

区分	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—
	外貨建資産計	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—
	外国公社債	506	9.3%	502	8.9%	—
	その他	4,915	90.7%	5,110	91.1%	79
	円貨建資産計	5,421	100.0%	5,612	100.0%	79
合計	5,421	100.0%	5,612	100.0%	79	
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	1.63%	0.17%	0.56%		
	資産運用利回り (実現利回り)	1.63%	0.17%	2.86%		
	(参考) 時価総合利回り	0.52%	3.67%	0.22%		

(注) 「海外投融資利回り」の各利回りの計算方法は、前述に記載している各項目の注記のとおりです。

-8 商品有価証券

該当事項はありません。

-9 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

-10 保有有価証券

(単位：百万円)

区分	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債	14,146	72.3%	16,177	74.0%	6,000	97.5%
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	72	0.3%	72	1.2%
外国証券	506	2.6%	502	2.3%	—	—
その他の証券	4,915	25.1%	5,110	23.4%	79	1.3%
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—
合計	19,568	100.0%	21,862	100.0%	6,152	100.0%

-11 保有有価証券利回り

区分	運用資産利回り		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公社債	1.31%	1.35%	1.16%
株式	—	—	2.38%
外国証券	1.91%	1.91%	2.08%
その他の証券	1.60%	—	—
合計	1.42%	1.06%	1.13%

区分	資産運用利回り		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公社債	1.31%	1.35%	2.76%
株式	—	—	2.38%
外国証券	1.91%	1.91%	2.08%
その他の証券	1.60%	—	3.14%
合計	1.42%	1.06%	2.77%

時価総合利回り

区分	時価総合利回り		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公社債	2.17%	4.27%	0.74%
株式	—	—	2.38%
外国証券	2.31%	0.81%	1.01%
その他の証券	0.33%	3.97%	△0.06%
合計	1.62%	4.12%	0.72%

(注) 資産運用利回り、及び時価総合利回りの計算方法は前述の-5資産運用利回り(実現利回り)、-6(参考)時価総合利回りの注記に記載しております。

-12 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	平成19年度末						合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国債	1,000	2,514	2,027	2,068	2,171	6,394	16,177
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	72	72
外国証券	502	—	—	—	—	—	502
その他の証券	—	—	—	—	—	5,110	5,110
合計	1,503	2,514	2,027	2,068	2,171	11,576	21,862

(単位：百万円)

区分	平成20年度末						合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国債	6,000	—	—	—	—	—	6,000
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	72	72
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	79	79
合計	6,000	—	—	—	—	151	6,152

-13 業種別保有株式の額
該当事項はありません。

-14 貸付金の残存期間別の残高
該当事項はありません。

-15 担保別貸付金残高
該当事項はありません。

-16 用途別の貸付金残高及び構成比
該当事項はありません。

-17 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合
該当事項はありません。

-18 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合
該当事項はありません。

-19 貸付金地域別内訳
該当事項はありません。

-20 国内企業向け貸付金残存期間別残高
該当事項はありません。

-21 劣後特約付貸付金残高
該当事項はありません。

-22 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	
	平成19年度末	平成20年度末
土地	219	219
営業用	219	219
賃貸用	—	—
建物	165	151
営業用	165	151
賃貸用	—	—
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
合計	384	370
営業用	384	370
賃貸用	—	—
リース資産	—	—
その他の有形固定資産	219	205
有形固定資産合計	604	575

5 特別勘定に関する指標

-1 特別勘定資産残高
該当事項はありません。

-2 特別勘定資産
該当事項はありません。

-3 特別勘定の運用収支
該当事項はありません。

1 財務諸表

当社は会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書についてあらた監査法人の監査を受けています。

1 貸借対照表

科目	(単位：百万円)		
	年度 平成19年度末 (平成20年3月31日現在)	平成20年度末 (平成21年3月31日現在)	増減額
資産の部			
現金及び預貯金	5,318	18,114	12,796
現金	1	1	—
預貯金	5,317	18,113	12,796
有価証券	21,862	6,152	△ 15,709
国債	16,177	6,000	△ 10,176
株式	72	72	—
外国有価証券	502	—	△ 502
その他の証券	5,110	79	△ 5,030
有形固定資産	604	575	△ 28
土地	219	219	—
建物	165	151	△ 14
その他の有形固定資産	219	205	△ 14
無形固定資産	1,867	2,131	264
ソフトウェア	1,084	1,854	770
ソフトウェア仮勘定	781	275	△ 506
その他の無形固定資産	1	1	—
その他資産	3,576	8,336	4,759
代理店貸	84	77	△ 7
再保険貸	0	—	△ 0
外国再保険貸	0	—	△ 0
未収金	1,811	6,483	4,672
未収収益	24	1	△ 23
預託金	169	169	0
地震保険預託金	56	59	3
仮払金	1,429	1,545	115
貸倒引当金	△ 26	△ 26	0
資産の部合計	33,201	35,284	2,082

科目	(単位：百万円)		
	年度 平成19年度末 (平成20年3月31日現在)	平成20年度末 (平成21年3月31日現在)	増減額
負債の部			
保険契約準備金	27,595	29,507	1,911
支払備金	10,081	10,995	913
責任準備金	17,513	18,511	997
その他負債	1,916	1,933	17
外国再保険借	0	—	△ 0
未払法人税等	94	102	8
預り金	21	18	△ 2
未払金	1,013	906	△ 107
仮受金	786	905	119
退職給付引当金	349	448	99
役員退職慰労引当金	12	30	18
賞与引当金	168	190	21
特別法上の準備金	11	12	1
価格変動準備金	11	12	1
繰延税金負債	147	0	△ 146
負債の部合計	30,200	32,122	1,922
純資産の部			
資本金	17,221	17,221	—
資本剰余金	15,721	15,721	—
資本準備金	15,721	15,721	—
利益剰余金	△ 30,203	△ 29,782	420
その他利益剰余金	△ 30,203	△ 29,782	420
繰越利益剰余金	△ 30,203	△ 29,782	420
株主資本合計	2,739	3,160	420
その他有価証券評価差額金	261	1	△ 260
評価・換算差額等合計	261	1	△ 260
純資産の部合計	3,001	3,161	160
負債及び純資産の部合計	33,201	35,284	2,082

(平成20年度の注記事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

(1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

(2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。

2. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなります。

3. 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によることとなります。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した財務部並びに業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づいて、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

7. 役員退職慰労引当金は役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく当期末の要支給額を計上しております。

8. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。

9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

10. 消費税等の会計処理は、税抜方式によることとなります。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は、税込方式によることとなります。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

11. 当期より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、同会計基準並びに同適用指針を適用しておりますが、これにより損益に与える影響はありません。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は779百万円であります。

13. 親会社に対する金銭債権総額は3百万円、金銭債務総額は10百万円であります。

14. 繰延税金資産の総額は9,618百万円、繰延税金負債の総額は0百万円あります。また、繰延税金資産から評価性引当額としてその全額を控除しております。繰延税金資産の発生時の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金7,302百万円、責任準備金1,627百万円あります。繰延税金負債の発生原因の内訳は、その他有価証券に係る評価差額0百万円あります。

15. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(支払備金)	
支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	11,451百万円
同上にかかる出再支払備金	530百万円
差引(イ)	10,920百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	74百万円
計(イ+口)	10,995百万円
(責任準備金)	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	13,516百万円
同上にかかる出再責任準備金	16百万円
差引(イ)	13,499百万円
その他の責任準備金(口)	5,011百万円
計(イ+口)	18,511百万円

16. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 524百万円
未積立退職給付債務	△ 524百万円
未認識数理計算上の差異	76百万円
退職給付引当金	△ 448百万円

(2) 退職給付債務の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.3%
数理計算上の差異の処理年数	5年

17. 1株当たりの純資産額は9,179円32銭であります。算定上の基礎である純資産額は3,161百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末発行済株式数は344千株であります。

18. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度		増減額
	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	
経常収益	27,654	31,138	3,484
保険引受収益	27,401	30,575	3,173
正味収入保険料	27,388	30,562	3,174
積立保険料等運用益	13	12	△ 0
為替差益	0	—	△ 0
資産運用収益	229	551	322
利息及び配当金収入	242	237	△ 4
有価証券売却益	—	326	326
積立保険料等運用益振替	△ 13	△ 12	0
その他経常収益	23	11	△ 11
貸倒引当金戻入額	—	0	0
その他の経常収益	23	10	△ 12
経常費用	31,507	30,721	△ 785
保険引受費用	19,861	20,926	1,065
正味支払保険金	13,494	16,633	3,138
損害調査費	1,677	1,950	272
諸手数料及び集金費	404	431	26
支払備金繰入額	1,799	913	△ 885
責任準備金繰入額	2,484	997	△ 1,486
その他保険引受費用	—	0	0
資産運用費用	—	—	—
営業費及び一般管理費	9,027	9,791	764
その他経常費用	2,618	3	△ 2,614
貸倒引当金繰入額	26	—	△ 26
保険業法第113条繰延資産償却費	2,590	—	△ 2,590
その他の経常費用	1	3	2
経常利益 (△は経常損失)	△ 3,853	416	4,269
特別利益	64	28	△ 35
固定資産処分益	0	0	△ 0
その他特別利益	63	28	△ 34
特別損失	6	6	△ 0
固定資産処分損	2	5	2
特別法上の準備金繰入額	4	1	△ 3
(価格変動準備金繰入額)	(4)	(1)	(△ 3)
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	△ 3,795	438	4,234
法人税及び住民税	17	18	1
法人税等合計	17	18	1
当期純利益 (△は当期純損失)	△ 3,812	420	4,233

(平成20年度の注記事項)

1. 親会社との取引による収益の総額は13百万円、費用の総額は37百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	30,650百万円
支払再保険料	87百万円
差引	30,562百万円

②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	16,650百万円
回収再保険金	17百万円
差引	16,633百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	431百万円
出再保険手数料	0百万円
差引	431百万円

④支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、

次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	930百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	30百万円
差引(イ)	900百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に かかる支払備金繰入額(ロ)	13百万円
計(イ+ロ)	913百万円

⑤責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、
次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	1,243百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	0百万円
差引(イ)	1,242百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	△245百万円
計(イ+ロ)	997百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	11百万円
有価証券利息・配当金	226百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	237百万円

3. 1株当たりの当期純利益は1,219円78銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は420百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は344千株であります。なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は算出しておりません。

4. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は138百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	108百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の費用処理額	21百万円
退職給付費用	138百万円

5. その他特別利益はコンタクトセンター設立に伴う企業立地促進補助金等28百万円であります。

6. 関連当事者との取引

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	アクサ生命保険株式会社	東京都港区	生命保険業	—	代理店手数料・事務費等	344	代理店貸	58

(1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引については、通常行われている取引条件等に基づき決定しています。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度		増減額
	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)	△ 3,795	438	4,234
減価償却費	454	638	184
支払備金の増減額 (△は減少)	1,799	913	△ 885
責任準備金等の増減額 (△は減少)	2,484	997	△ 1,486
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	26	△ 0	△ 27
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	16	99	82
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	12	18	6
賞与引当金の増減額 (△は減少)	22	21	△ 1
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	4	1	△ 3
利息及び配当金収入	△ 242	△ 237	4
有価証券関係損益 (△は益)	—	△ 326	△ 326
有形固定資産関係損益 (△は益)	5	5	△ 0
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 1,021	△ 1,020	1
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	178	8	△ 169
小 計	△ 55	1,558	1,613
利息及び配当金の受取額	253	289	36
その他 (保険業法第113条繰延資産償却費)	2,590	—	△ 2,590
法人税等の支払額	△ 16	△ 10	6
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,772	1,837	△ 934
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 3,132	△ 22,994	△ 19,861
有価証券の売却・償還による収入	1,500	34,035	32,535
資産運用活動計	△ 1,632	11,041	12,674
(営業活動及び資産運用活動計)	1,139	12,879	11,739
有形固定資産の取得による支出	△ 109	△ 86	23
有形固定資産の売却による収入	2	3	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,739	10,958	12,698
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,032	12,796	11,763
現金及び現金同等物期首残高	4,285	5,318	1,032
現金及び現金同等物期末残高	5,318	18,114	12,796

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
(平成21年3月31日現在)

現金及び預貯金	18,114百万円
有価証券	6,152百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 6,152百万円
現金及び現金同等物	18,114百万円

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4 株主資本等変動計算書

科目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	(平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	(平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
(単位：百万円)				
株主資本				
資本金				
	前期末残高	14,971	17,221	17,221
	当期変動額			
	新株の発行	2,250	—	—
	当期変動額合計	2,250	—	—
	当期末残高	17,221	17,221	17,221
資本剰余金				
資本準備金	前期末残高	13,471	15,721	15,721
	当期変動額			
	新株の発行	2,250	—	—
	当期変動額合計	2,250	—	—
	当期末残高	15,721	15,721	15,721
資本剰余金合計	前期末残高	13,741	15,721	15,721
	当期変動額			
	新株の発行	2,250	—	—
	当期変動額合計	2,250	—	—
	当期末残高	15,721	15,721	15,721
利益剰余金				
その他利益剰余金	前期末残高	△ 23,243	△ 26,390	△ 30,203
	当期変動額			
	繰越利益剰余金			
	当期純利益(△は当期純損失)	△ 3,147	△ 3,812	420
	当期変動額合計	△ 3,147	△ 3,812	420
	当期末残高	△ 26,390	△ 30,203	△ 29,782
利益剰余金合計	前期末残高	△ 23,243	△ 26,390	△ 30,203
	当期変動額			
	当期純利益(△は当期純損失)	△ 3,147	△ 3,812	420
	当期変動額合計	△ 3,147	△ 3,812	420
	当期末残高	△ 26,390	△ 30,203	△ 29,782
株主資本合計	前期末残高	5,199	6,552	2,739
	当期変動額			
	新株の発行	4,500	—	—
	当期純利益(△は当期純損失)	△ 3,147	△ 3,812	420
	当期変動額合計	1,353	△ 3,812	420
	当期末残高	6,552	2,739	3,160
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△ 293	△ 263	261
	当期変動額			
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29	525	△ 260
	当期変動額合計	29	525	△ 260
	当期末残高	△ 263	261	1
評価・換算差額等合計	前期末残高	△ 293	△ 263	261
	当期変動額			
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29	525	△ 260
	当期変動額合計	29	525	△ 260
	当期末残高	△ 263	261	1
純資産合計	前期末残高	4,906	6,289	3,001
	当期変動額			
	新株の発行	4,500	—	—
	当期純利益(△は当期純損失)	△ 3,147	△ 3,812	420
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29	525	△ 260
	当期変動額合計	1,382	△ 3,287	160
	当期末残高	6,289	3,001	3,161

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式	年度			(単位：千株)
	平成19年度末 株式数	平成20年度 増加株式数	平成20年度 減少株式数	平成20年度末 株式数
普通株式	344	—	—	344

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5 一株当たり配当等

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一株当たり配当金		—円—銭	—円—銭	—円—銭
配当性向		—	—	—
一株当たり当期純利益 (△は損失)		△10,161円07銭	△11,070円17銭	1,219円78銭

(注) 1 株当たり当期純利益 (又は損失) は $\frac{\text{当期純利益 (又は損失)}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$ により算出しております。

6 一株当たり純資産額

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一株当たり純資産額		18	8	9

7 一人当たり総資産

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
従業員一人当たり総資産		64	59	59

2 リスク管理債権

該当事項はありません。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

5

保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円、%)

項目	年度	平成19年度末	平成20年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額		7,787	7,560
資本金等		2,739	3,160
価格変動準備金		11	12
危険準備金		—	0
異常危険準備金		4,794	4,506
一般貸倒引当金		—	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		368	2
土地の含み損益		△126	△121
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
控除項目		—	—
その他		—	—
(B)リスクの合計額			
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		2,446	2,795
一般保険リスク(R ₁)		1,969	2,253
第三分野保険の保険リスク(R ₂)		—	—
予定利率リスク(R ₃)		0	0
資産運用リスク(R ₄)		247	245
経営管理リスク(R ₅)		78	88
巨大災害リスク(R ₆)		383	440
(C)ソルベンシー・マージン比率	$[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$	636.6	541.0

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
 なお、「資本金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額です。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)

- ② 予定利率上の危険(予定利率リスク): 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑥以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
 - ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされております。

6 時価情報等

1 有価証券

-1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

-2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

-3 その他有価証券で時価のあるもの

		平成19年度末			平成20年度末		
区分	年度	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	公社債	15,801	16,177	375	5,999	6,000	1
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	498	502	3	—	—	—
	その他	5,080	5,110	30	78	79	1
	小 計	21,380	21,790	409	6,078	6,080	2
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		21,380	21,790	409	6,078	6,080	2

(単位：百万円)

-4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(2) その他有価証券

株式 72百万円

2 金銭の信託

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引

(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

4 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6 有価証券関連デリバティブ取引

(〔7〕に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

7 金融取引法に規定する有価証券先物取引 もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

(国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当事項はありません。

代表者による財務諸表の確認

本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表の適正性及びそれらの作成に係る内部監査の有効性は、当社の代表取締役社長が確認を行っております。

- 設立 平成10年(1998年)6月
- 資本金 172億21百万円
- 総資産 352億84百万円
- 本社所在地 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル

1 株主・株式の状況

1 基本事項

- 定時株主総会開催時期 4月1日から4ヵ月以内
 - 決算期 3月31日
 - 公告の方法 官報に掲載
- ただし、保険業法の規定により行う公告は、東京都内で発行する産業経済新聞に掲載。
決算公告については、当社のホームページ
(<http://www.axa-direct.co.jp/Company/axadirect.html#kessan>)
において提供いたします。

2 大株主の状況

平成21年(2009年)6月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
アクサ ジャパン ホールディング株式会社	東京都港区白金1-17-3	344,430	100
計	—	344,430	100

3 資本金

※過去3年間の推移

年月日	発行済株式数(株)	資本金(百万円)	摘要
平成18年(2006年)3月29日	299,430	14,971.5	増資
平成18年(2006年)9月29日	319,430	15,971.5	増資
平成19年(2007年)3月29日	344,430	17,221.5	増資

4 最近の社債発行

該当事項はありません。

2 役員の状況

取締役及び監査役 平成21年（2009年）6月30日現在

取締役

取締役会長（非常勤）	ギ・マルシア
代表取締役社長	呉 斗煥
取締役	石田 一夫
取締役	足立 正之
取締役	藤井 靖之
取締役	松本 望
取締役	齋藤 貴之
取締役（非常勤）	松田 貴夫
取締役（非常勤）	ヤン・ヴァン・デン・ベルグ

監査役

常勤監査役	府川 峰夫
監査役（非常勤）	アレックス・木村
監査役（非常勤）	パスカル・ブレ

3 従業員の状況

平成21年（2009年）3月31日現在

従業員数	590名
平均年齢	36.1歳
平均勤続年数	3.2年

1 採用方針

当社は、人材の多様性が企業の活力を維持し、発展させていく要因であるとの信念と、人権尊重の考え方に基づき、採用を行うことを基本方針としています。採用にあたっては、職務に必要なスキルや経験、本人の適性や可能性等を考慮しつつ、人物本位の選考を行っております。

会社設立より醸成してきた自由闊達な企業文化や、培ってきた業務上のノウハウを、更に継承し、今後のビジネスの成長を確かなものとしていくために、新卒を含む未経験者の採用にも積極的に取り組んでおります。

2 研修制度とキャリアパス

当社は開業以来、着実な成長を遂げ、現在もその成長を継続している、非常に活力あふれる若い会社です。設立当初から業務に携わった従業員や意欲あふれる若手社員から多くの管理職が育ち、登用されています。また、AXAグループのビジョン及び通信販売を理解する従業員を育て、一人一人が自身の将来に展望をもてるよう、研修制度の充実とキャリアパスへの配慮を図っています。

当社では、2009年度初めに、上記の育成観点での人事主導の研修を体系化し、特にキャリアや階層に応じた集合研修強化を図りました。具体的には、新人層（1年目）は主要な知識習得、若手層（2～3年目）はモチベーション向上、中堅層（4～5年目）はコア人材としての自覚を促し、その後、

管理職にはマネジメントスキルの習熟等をテーマとした研修を、段階的に実施していきます。部門や本部単位の研修では、業務上の要請に応じた課題解決のための研修や担当職務に適した研修をタイムリーに実施するほか、業務知識豊富な従業員を講師とし、部門を超えて専門分野の知識・経験を共有するための勉強会なども行っています。更に企業を取り巻く環境に適切に対応するため、法令順守等の必要な研修を実施しています。

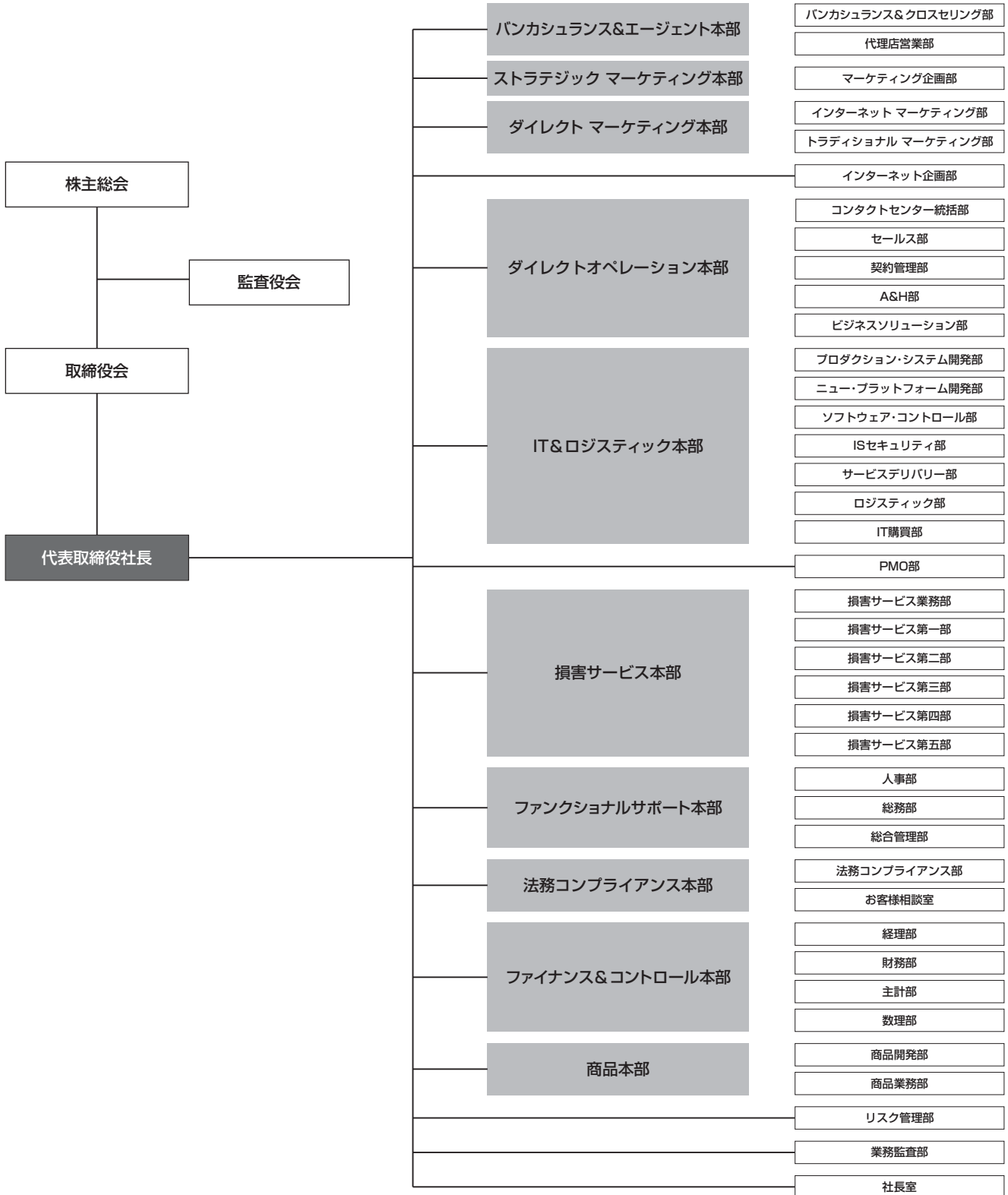
AXAグループが掲げる“Ambition（アンビション）2012”の達成を目指し、従業員から「選ばれる企業」になるために、人材採用と育成を経営の最重要テーマの一つと位置づけ、常に改善を重ねています。

4 会社の組織

当社の組織図

平成21年(2009年)6月30日現在

構成図は部までとし、部内の課の表示は省略させていただいております。



5 会社の沿革

1 AXAグループについて

AXAグループは、1817年に生まれ、約8,000万人のお客さまから信頼されている世界最大級の保険・金融グループです。フィナンシャル・プロテクション(個人顧客から法人顧客まで、あらゆる顧客の絶えず進化し続けるニーズに対して、生命保険、

損害保険、資産運用の分野のサービスを一生涯にわたって提供するビジネス)をコアビジネスと規定し、事業活動を展開しています。

沿革

1817年	アクサの前身となる保険会社コンパニー・ダシュランス・ミューチュエル・コントロール・ランサンディ設立
1985年	AXA (アクサ) に社名変更
1992年	エクイタブル・ライフ (米) に資本参加、米国へ進出
1994年	100%出資日本法人アクサ生命保険株式会社を設立
1995年	ナショナル・ミューチュアルを買収、オーストラリア、ニュージーランド、香港へ進出
1996年 6月	ニューヨーク証券取引所上場
11月	元フランス国営保険グループUAPと合併、世界最大級の保険グループへ
1998年	100%出資日本法人アクサ損害保険株式会社 (当社) を設立
2000年 4月	アクサ・ニチダン3社体制 (アクサ保険ホールディング株式会社、アクサ生命保険株式会社、アクサ グループライフ生命保険株式会社) での事業を開始
2004年 6月	アクサ保険ホールディング、アクサ ジャパン ホールディングに社名変更
7月	AXAフィナンシャル (米)、マネー (MONY) グループ (米) を買収
2005年 4月	AXAブランド 20周年を迎える
5月	アクサ生命、アクサ グループライフ生命、合併
2006年 12月	ウインタートウル・グループを買収

2 アクサ損害保険株式会社について

アクサ損害保険は、AXAグループの100%出資により1998年に日本法人として設立されました。1999年4月に通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、ホールディン

グ傘下において損害保険分野を担う会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供に努めております。

沿革

1998年 6月	会社設立
10月	損害保険事業免許取得
11月	ユニオン・デ・ダシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ (UAP保険会社) 日本支社の保険業務を包括移転により継承
1999年 5月	有明にコールセンターを立ち上げ販売開始
2002年 2月	ローヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス (REA) 日本支店の保険業務を包括移転により継承
2004年 2月	福井県にコールセンターを開設
12月	株式交換により親会社がアクサ・エス・アーからアクサ ジャパン ホールディング株式会社 (持株会社) へ変更
2005年 6月	高知県にコールセンターを開設
2007年 1月	横浜オフィスを開設
2008年 4月	さいたまオフィスを開設

アクサ ジャパン ホールディング株式会社

2000年3月7日、アクサ生命と日本団体生命(商号変更後:アクサ グループライフ生命)が、株式移転方式で設立した日本初の保険持株会社。株式の98%をAXAが保有する(間接保有を含む)AXAのメンバーカンパニーです。子会社であるアクサ生命、アクサ フィナンシャル生命、アクサ損害保険を連結する持株会社で子会社各社の経営管理・監督を行なっています。

本 社:〒108-8020 東京都港区白金1丁目17番3号 NBFプラチナタワー
03-6737-7700(代表)

設 立:2000年3月

資本金:2,087億円

発行済株式数:7,852千株

事業内容:子会社の経営管理・監督

役 員

取締役会長(非常勤) ジョン・アール・デイシー
代表取締役社長兼CEO マーク・ピアソン
代表取締役兼CFO ピーター・エッツェンバッハ
取 締 役(非常勤) 若月 三喜雄
取 締 役(非常勤) クロード・ブルネ
取 締 役(非常勤) ヤン・ヴァン・デン・ベルグ
常勤監査役 藤野 公毅
監 査 役(非常勤) アレックス・木村
監 査 役(非常勤) 恵木 勝博
監 査 役(非常勤) ジュリアン・マッケンジー

アクサ フィナンシャル生命保険株式会社*

アクサ フィナンシャル生命は1986年の創立以来、生命保険を万が一の場合の保障だけでなく、豊かな人生を実現するための積極的な資産形成にお役にたたくことをご提案しています。2006年12月、アクサ フィナンシャル生命はAXAによるWinterthur Swiss Insurance Company 株式の100%取得に伴い、AXAのメンバーカンパニーとなりました。2007年6月にはアクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、現在は銀行・証券会社などの金融機関を通じた保険の窓口販売を中心に事業を展開しています。

本 社:〒160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト10F
03-6911-9100(代表)

設 立:1986年7月

資本金:260億円

発行済株式数:487千株

事業内容:生命保険業

役 員

取締役会長(非常勤) 八木 哲雄
代表取締役社長 藤田 哲也
取 締 役 服部 真
取 締 役 マーク・オドラン
取締役(非常勤) ジョン・アール・デイシー
取締役(非常勤) マーク・ピアソン
監査役 河原 光生
監査役(非常勤) 阿部 卓雄
監査役(非常勤) ジュリアン・マッケンジー

*アクサ生命とアクサ フィナンシャル生命は、関係当局の認可を前提として、2009年10月1日付で合併する予定です。合併後の存続会社はアクサ生命となります。

アクサ生命保険株式会社*

アクサ生命は、1994年に世界最大級の保険・金融グループAXAの日本法人として設立されました。2000年3月、アクサ生命と日本団体生命(商号変更後:アクサ グループライフ生命)は共同して保険持株会社を設立し、両社は同持株会社の100%子会社となりました。2005年10月、同じく同持株会社の100%子会社であるアクサ グループライフ生命と合併し、業務を拡大しました。

現在アクサ生命は、日本の保険・金融市場で強固な基盤を築くとともに、AXAグループの経営資源を活用し、積極的な営業活動を展開しています。

本 社:〒108-8020 東京都港区白金1丁目17番3号 NBFプラチナタワー
03-6737-7777(代表)

設 立:1994年7月

資本金:605億円

発行済株式数:210千株

事業内容:生命保険業

役 員

取締役会長(非常勤) 若月 三喜雄
代表取締役社長兼CEO マーク・ピアソン
代表取締役副社長 矢部 進
代表取締役兼CFO ピーター・エッツェンバッハ
常勤監査役 藤野 公毅
監 査 役(非常勤) アレックス・木村
監 査 役(非常勤) 恵木 勝博
監 査 役(非常勤) ジュリアン・マッケンジー

アクサ損害保険株式会社(アクサダイレクト)

アクサダイレクトは、AXAグループの100%出資により1998年に設立された損害保険会社です。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の承認認可を受け、同年7月より本格的に販売を開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、アクサの日本における損害保険分野を担当する会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供を行なっています。

本 社:〒108-8638 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル
03-5444-2001(代表)

設 立:1998年6月

資本金:172億円

発行済株式数:344千株

事業内容:損害保険業

役 員

取締役会長(非常勤) ギ・マルシア
代表取締役社長 呉 斗煥
取 締 役 石田 一夫
取 締 役 足立 正之
取 締 役 藤井 靖之
取 締 役 松本 望
取 締 役 齋藤 貴之
取締役(非常勤) 松田 貴夫
取締役(非常勤) ヤン・ヴァン・デン・ベルグ
常勤監査役 府川 峰夫
監査役(非常勤) アレックス・木村
監査役(非常勤) パスカル・ブレ

※役員は2009年6月30日現在

損害保険用語の解説(50音順)

か行

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

【記名被保険者】

自動車保険において、ご契約の対象となるお車を日常、主に使用される方で、保険証券の賠償被保険者欄に記載されている方をいいます。

【急激かつ偶然な外来の事故】

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故として、交通事故、運動中の打撲、骨折、転倒、作業中の事故があげられます。

【協定保険価額】

物に関する保険の場合、事前に保険会社と契約者との間で保険価額を協定しておく場合があります。自動車保険における車両保険の場合、ご契約のお車と同額の用途・車種・車名・型式・初度登録年月等の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の「協定保険価額」として定め、これを保険金額として損害額をお支払いすることが一般的です。

【契約の解除】

法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、保険約款では、告知義務違反等の場合の解除は契約当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるようにされています。

【契約の失効】

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険事故以外の事由によって保険の目的(対象)が滅失した場合には、保険契約は失効します。

【告知義務】

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出ること、及び、重要な事項について不実の事を申し出てはならないという義務です。

さ行

【再調達価額】

保険の対象と同等の物を新たに購入あるいは

建築するために必要な金額です。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価(額)です。

【再保険】

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することです。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くために同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

【自己負担額】

「免責金額」をご覧ください。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【正味収入保険料】

26ページをご覧ください。

【責任準備金】

将来生じうる保険金支払い等保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金の総称をいいます。分類は、大きく4つに分けられます。

- ①普通責任準備金・・・決算期後に残っている保険契約の決算期後の保険金の支払いに備えて積み立てる準備金をいいます。
- ②異常危険準備金・・・大火や航空機の墜落等異常な大災害に備えて積み立てる準備金をいいます。
- ③払戻積立金・・・当社に該当商品はございません。
- ④契約者配当準備金・・・当社に該当商品はございません。

【全損】

保険の対象が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価を超えるような場合のことをいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

【ソルベンシー・マージン比率】

45ページをご覧ください。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された、損害保険料率算定会(昭和

23年設立)と自動車保険料率算定会(昭和39年設立)とが、平成14年7月に統合してできた料率算出団体。自動車保険・傷害保険などの参考純率及び自賠責保険・地震保険の基準料率の算出や自賠責保険の損害調査、保険データの収集・分析を行っています。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられています。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

た行

【第三分野】

第一分野(生命保険をいいます)・第二分野(自動車保険・火災保険などの損害保険をいいます)のどちらにも属さない傷害・疾病・介護などの保険分野のことです。

【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立に起こる事象について、それを大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【超過保険・一部保険】

保険金額(ご契約金額)が保険の対象である物の実際の価額(保険価額)を超える保険を超過保険といいます。また、保険価額に比べて保険金額が少ない保険を一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

【重複契約】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部が共通する複数の保険契約が存在する場合、広義の重複契約といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価(額)を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を変更する等、契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務のことです。

は行

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

【分損】

部分的損害のことで、全損以外の損害をいいます。

【保険期間】

保険契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。

【保険金】

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。すなわち、契約金額のことで、

【保険契約者】

自己の名前で、保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

【保険契約申込書】

保険を契約する際において、申込人（保険契約者）が記入・押印し、保険会社に提出する所定の書類をいいます。保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ、一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは行き

違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

【保険始期】

保険期間の初日、すなわち、保険契約の補償の開始日をいいます。通常は、保険始期日以降に発生した事故であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われませんので、ご注意ください。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。交通事故、人の死傷等がその例です。

【保険の対象】

自動車保険での自動車にこれにあたります。

【保険約款】

保険の内容を定めたもの。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約条項）とがあります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭のことで、

【保険料控除制度】

個人が地震保険契約や一定の生命保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です。損害保険契約の中でも、医療保険、がん保険、医療費用保険等については、生命保険料控除の対象となります。

【保険料率】

保険料率を算出する上で用いる割合で、単位保険金額当たりの保険料の金額で表されています。

ま行

【免責】

保険金がお支払いできないことをいいます。保険会社は、保険事故が発生した場合、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることとなっています。

【免責金額】

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額です。免責金額（自己負担額）を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。

【元受保険】

再保険に対する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といえます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

ら行

【リスク細分型自動車保険】

損害保険は、リスク（事故にあう確率と予想される損害の大小）に基づき保険料が決定されますが、このようなリスクをこれまで以上に細かく分けて保険料を算出する自動車保険のことをいいます。

アクサ損害保険の現状 2009（ディスクロージャー誌）

平成21年（2009年）7月発行

アクサ損害保険株式会社

〒108-8638 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル

TEL (03) 5444-2001 FAX (03) 5444-2002

URL <http://www.axa-direct.co.jp>

本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です





アクサ損害保険株式会社

redefining / standards

〒108-8638 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル
TEL 03-5444-2001(代表)

<http://www.axa-direct.co.jp/>